

## 愛知県介護事業所人材育成認証評価事業

人材育成や職場環境の改善等の取組が一定レベル以上の事業所を対象に認定証を交付することで、事業所の意識改革を行い、事業所が従業員に対する研修等を積極的に行うなど、事業所の人材育成等の取組を一層推進することを目的とした事業です。

### 1 事業内容

#### (1) 認証事業所の選定

介護サービス情報公表の調査を実施した事業所で認証評価を希望する事業所を対象に申請を募り、評価項目を満たしている事業所を、認証事業所として選定します。

認証事業所は、別紙「認証の評価項目及び認証基準」を全て満たしている必要があります。

なお、詳細については、高齢福祉課の Web ページで公表されている「介護事業所人材育成認証評価事業における認証基準及び確認（提出）書類」を参照してください。

「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業」 Web ページ

<https://www.pref.aichi.jp//soshiki/korei/aichininsyo.html>

#### (2) 認証事業所の決定及び認定証の交付

認証事業所の決定は県が設置する第三者評価推進会議で意見聴取のうえ行います。

なお、認証を受けた事業所に対しては、認定証交付式で認定証を交付する予定です。

#### (3) 連続認証の認定証の交付

3年、5年、10年連続して認証を受けた事業所については、通常の認定証に加えて、連続認証の認定証を交付します。

なお、令和5年度は10件の事業所が3年連続認証、3件の事業所が5年連続認証となりました。

### 2 申請方法

令和6年度の申請については、「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業」 Web ページでお知らせしておりますので、必要書類や提出先等の詳細については Web ページで御確認ください。

なお、対象事業所は、令和6年度介護サービス情報公表調査を任意で申し込んだ事業所が対象です。（義務調査の対象事業所は、愛知県介護事業所人材育成認証評価事業の対象外です。）

## ◎ 認証手続き（イメージ）



## 3 その他

### ○「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業ロゴマーク」について

本事業の普及啓発を図るため、平成30年5月より、認証事業所及び事業の趣旨に賛同する企業が名刺やホームページ等で使用することができるロゴマークの運用を開始しました。使用方法等の詳細につきましては、高齢福祉課のWebページをご覧ください。

なお当該ロゴマークはA I C H Iのイニシャル「A」をモチーフに○を頭に見立て、介護従事者が介護し、介護対象者が元気に生活する姿をイメージし、有能な介護従事者を育成する事業所を表現したものです。○を頭に見立てて、上部が介護従事者で介護対象者を包み込んで、介護対象者が上を見上げ、大きく両腕を広げているイメージです。



(参考) ロゴマークデザイン。

### ○愛知県介護テクノロジー定着支援事業との関わりについて

本県では、介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーの導入や定着に向けた支援として、介護ロボット、ICT機器等の導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に要する経費について補助を行っています。今年度の採択に当たっては、令和5年度に「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業」で認証を受けた介護事業所を優先採択基準の一つとして考慮することとしています。

(なお、今年度の愛知県介護テクノロジー定着支援事業の募集は、既に終了しております。)

## 愛知県介護事業所人材育成認証評価事業

## 認証の評価項目及び認証基準

|  | 評価項目  | 認証基準(全て必須)   |
|--|---|--|
| 1<br>の<br>育<br>新<br>成<br>規<br>体<br>採<br>用<br>者           | ①新規採用者育成計画(OJTを含む)の策定   | ・情報公表制度における評価項目「全ての「新任」の従業者を対象とする研修計画がある」をクリアしている                                      |
|  | ②新規採用者研修(合同、派遣含む)の実施  | ・情報公表制度における評価項目「全ての「新任」の従業者を対象とする研修の実施記録がある」をクリアしている                                   |
|  | ③OJT指導者に対する研修等の実施   | ・OJT指導者又はプリセプターの設置及び全職員への公表<br>・OJT指導者やプリセプターに対する研修の実施                                 |
| 2<br>キ<br>ャ<br>リ<br>ア<br>パ<br>ス<br>と<br>人<br>材<br>育<br>成 | ①資質向上目標及び具体的計画の策定   | ・介護職員等処遇改善加算のキャリアパス要件Ⅱを満たしている  |
|  | ②資質向上計画に係る研修の実施又は研修機会の確保                                      |  |
|  | ③能力評価の実施又は資格取得のための支援の実施(受験対策講座の開催、受講料の負担、受験手数料の負担など)          |  |
|  | ④人材育成を目的とした意見交換(面談)の実施  | ・介護職員等処遇改善加算のキャリアパス要件Ⅰ、Ⅲを満たしている  |
|  | ⑤給与体系又は給与表の導入及び職員への周知   |  |
| 3<br>職<br>場<br>環<br>境                                    | ①休暇取得・労働時間縮減のための取組の実施(休暇の計画取得促進、リフレッシュ休暇、誕生日休暇など)             | ・取組推進のための検討会議の開催<br>・取組の実施及び全職員への周知  |
|  | ②出産後復帰に関する取組の実施(育児休業中のコミュニケーション、職場復帰プログラム、施設内保育所の設置、再雇用制度など)  | ・取組の実施及び全職員への周知  |
|  | ③育児、介護を両立できる取組の実施(柔軟な勤務制度、学校行事参加のための特別休暇制度、女性が働きやすい取り組みなど)    | ・取組の実施及び全職員への周知  |
|  | ④健康管理に関する取組の実施(相談体制の整備、夜勤ガイドラインなど)                            | ・健康管理、増進に関する検討会議の開催<br>・取組の実施及び全職員への周知   |
|  | ⑤セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等の防止に関する取組の実施(方針の明確化及び周知・啓発、相談体制の整備など) | ・取組の実施及び全職員への周知<br>・相談体制の整備  |
| 4<br>社<br>会<br>貢<br>献<br>等                               | ①情報公表調査の任意の受審   | ・1年以内の情報公表調査を受審し、一定レベル以上である  |
|  | ②地域との交流(イベントへの地域住民の招待、実習やインターンシップ受入ガイドラインの作成、ボランティアの受入など)     | ・情報公表制度における評価項目「地域との連携、交流等を行っている」に関する3項目のうちいずれかをクリアしている                                |
|  | ③関係法令の遵守  | ・過去5年間指導監査において勧告又は行政処分を受けていない<br>・情報公表制度における評価項目「従業者に対する倫理、法令等の周知等」に関する2項目のいずれもクリアしている |

※「2 キャリアパスと人材育成」の認証基準で、介護職員等処遇改善加算(新加算)Ⅰ～Ⅲ、Ⅴ(1)、Ⅴ(3)、又はⅤ(8)を算定されている事業所にあつては、評価項目①から⑤をそれぞれ満たしているとみなします。

# 「あいち介護技術コンテスト2024」を開催します

愛知県では、介護職員のモチベーションの向上と、県民の皆様へ介護の仕事への理解を深めていただくことを目的に、「あいち介護技術コンテスト2024」を下記のとおり開催します。

介護技術コンテストでは、介護職員に日頃の業務で身に付けた介護技術を披露していただきます。「心あたたまるプロの介護スキル」を御覧いただける絶好の機会となりますので、介護に関心のある方、介護に携わっている方、学生の皆様を始め、多くの方々の観覧をお待ちしています。

## 記

### 1 開催日時

2024年11月24日（日） 午後0時30分から午後4時まで（開場：正午）

### 2 開催場所

名古屋市中小企業振興会館（吹上ホール）7階 メインホール  
（愛知県名古屋市千種区吹上2-6-3）

### 3 コンテストについて

コンテスト当日、実際の介護の現場で起こる状況を想定した課題が発表されます。

書類審査を通過した出場者の方々にはどのような介護が適切であるかをその場で考え、だんじょう壇上で実技を披露していただきます。

その後、審査員（3名）の審査により、グランプリ（1名）、準グランプリ（1名）を選出します。

### 4 当日のスケジュール

|         |                     |
|---------|---------------------|
| 正午      | 開場                  |
| 午後0時30分 | 開会                  |
| 午後0時50分 | 実技審査                |
| 午後3時10分 | 審査員長によるお手本披露、審査結果集計 |
| 午後3時30分 | 審査結果発表、表彰式          |
| 午後4時    | 閉会                  |

### 5 審査及び表彰

書類審査と実技審査の合計得点により、グランプリ及び準グランプリを決定し、表彰します。

#### (1) 審査員長

社会福祉法人せんねん村 特別養護老人ホームせんねん村 施設長

一般社団法人愛知県介護福祉士会 副会長 <sup>さかべ</sup> 阪部 <sup>としこ</sup> 寿子 氏  
(保有資格／介護福祉士、社会福祉士、保育士)  
その他2名の審査員による審査を予定しています。

(2) 表彰内容

グランプリ (1名) 賞状、盾、副賞3万円  
準グランプリ (1名) 賞状

**6 観覧料等**

観覧料は無料。事前申込不要で、どなたでも自由に入退場・観覧できます。

**7 主催及び協力**

主催 愛知県

協力 一般社団法人愛知県介護福祉士会、一般社団法人愛知県老人福祉施設協議会、  
一般社団法人愛知県老人保健施設協会、名古屋市老人福祉施設協議会

**8 事務局・問合せ先等**

〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-5-2 中日新聞社北館2階  
あいち介護技術コンテスト事務局

(株式会社 中日NEXT内 (県委託先))

TEL 052-212-7223 FAX 052-212-7224

あいち介護技術コンテスト2024公式ホームページ

<https://www.chunichi-next.com/event/aichi-kaigocon2024.html>

## 1 お泊りデイサービスの届出の義務化について

平成27年4月1日より夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス（いわゆるお泊りデイサービス）を提供する場合、**サービスの提供の開始前に指定権者へ届け出る**こととなりました。（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第95条）

愛知県所管の通所介護事業所がお泊りデイサービスを実施する際には、**事前**に所管の福祉相談センターへ**持参**で届け出る必要があります。地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護の事業所は市町村等へ届出を行ってください。

<届出に必要な書類：愛知県所管の場合>

- ・別添様式 : 指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する届出書
- ・参考様式3 : 事業所の平面図
- ・参考様式12 : 主要な場所の写真

※愛知県の指針や様式等を掲載していますので、確認の上、届け出てください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/syukuhakuday.html>

※届出の内容から変更があったときは、変更後10日以内に届け出る必要があります。

また、お泊りデイサービスを廃止するときは廃止する日の一か月前までに届け出てください。

※参考として、愛知県ではお泊りデイサービスの運営規程の例を用意しておりますのでご活用ください。

[http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/application/form/form\\_index.html#unnei](http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/application/form/form_index.html#unnei)

## 2 お泊りデイサービスでのスプリンクラーの設置基準の見直しについて

消防法施行令の改正により、平成27年4月1日からスプリンクラー設備の設置基準の見直しがなされました。

お泊りデイサービスにおいて、要介護3から5までの利用者を主として利用させる場合は、原則として延べ面積にかかわらず設置することが義務付けられます。（下線部の取扱は消防署によって異なる場合があります）

※なお、割合が半数以上でない場合も、スプリンクラー設備を設置するよう努めるとともに、消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置してください。

## 「愛知県における指定通所介護事業所等で提供する 宿泊サービス事業の指針」の概要

### 1 目的

通所介護事業所で事業者が宿泊サービスを提供する場合に最低限遵守すべき指針（ガイドライン）となる事項を定めることにより、利用者の尊厳保持及び安全確保を図る。

### 2 適用の対象

通所介護事業所の設備の一部等を使用して、通所介護事業の営業時間外に、利用者に宿泊サービスを提供する事業所のうち県が所管するもの

- ただし、政令市、中核市、市町村所管の事業所についても、類似の指針等が定められていない場合は、この指針に準じて取扱う。
- 通所介護事業所と同一建物内の指定区画外または同一敷地の別の建物内において宿泊サービスを提供する場合も含む。
- 有料老人ホーム等他法・他制度に該当しないもの

### 3 主な指針

#### （1）基本方針

- 宿泊サービスの利用は、原則、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所を含む）の介護支援専門員等が作成する居宅サービス計画（ケアプラン）への位置付けが必要であり、そのケアプランは適切なアセスメント及びサービス担当者会議の開催等一連のプロセスを経たものであること

#### （2）提供日数

- 短期間の利用として宿泊サービスを提供
- 利用者のやむを得ない事情により連続利用する場合でも、原則30日以内
- 連泊の上限30日を超える場合は、介護支援専門員等が実施状況の把握（モニタリング）を行い、期間延長の是非を判断
- 要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えない（年間の最大利用日数は、トータルでおおむね半年以内が目安）
- 居宅サービス計画作成に当たり、要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超える場合、市町村が介護支援専門員等に事前相談を求める場合には、あらかじめ調整を行う。

#### （3）人員配置

- 夜勤職員として介護職員又は看護職員を常時1名以上配置
- 責任者を定める。

#### (4) 宿泊設備

- 利用定員は通所介護事業所の定員の2分の1かつ9人以下
- 車椅子利用者への対応として、段差の解消や廊下幅の確保等の配慮
- 宿泊室の面積  
＜個室＞1室あたり7.43㎡以上 ＜それ以外＞1人あたり7.43㎡以上
- 多床室の定員は1部屋あたり4人以下
- 個室以外はパーテーション等によりプライバシーを確保（カーテン不可）
- 男女同室とならないよう配慮
- 宿泊設備の基準を著しく下回る行為（著しく狭い空間での雑魚寝、プライバシーのない状態でのおむつ交換など）は、高齢者虐待に該当する可能性があり、利用者の尊厳と権利擁護に配慮
- 消防法その他法令上規定された設備の確実な設置
- 定員に対する要介護3以上の利用者の割合が半数以上の場合、スプリンクラー設備を確実に設置することとし、割合が半数以上でない場合も、スプリンクラー設備を設置するよう努めること

#### (5) 運営関係

- 事前に利用申込者又は家族に、サービス内容等について説明し、同意を得る。
- 4日以上連続利用予定者は、宿泊サービス計画を作成
- 4日未満の利用者も反復的・継続的に利用する予定の者は計画を作成すること
- 緊急時等の対応（主治の医師や協力医療機関への速やかな連絡など）
- 衛生管理上必要な措置（布団カバー、敷布等は利用者1人ごとに洗濯したものと取り替えるなど）
- 苦情処理受付窓口の設置
- 事故発生時の対応（市町村への事故報告など）
- 県及び市町村が行う調査への協力
- 利用者に対する宿泊サービスの提供に関する記録を整備し、その完結した日から5年間保存すること

#### 4 その他

- 宿泊サービスを行う事業者は、この指針で定める内容以上のサービス提供を目指すことを望む。
- 日中の通所介護サービスの提供に支障を来さないことが原則であり、運営規程を別に定め、通所介護と宿泊サービスの提供時間と会計は明確に区分
- 有料老人ホームに該当する場合（通所介護の指定区画外の宿泊場所に、実質的な「居住」利用者がある場合）や旅館業法の適用を受ける場合（当該通所介護事業所の利用者以外の者を「業」として宿泊させる場合）には、関係法令に基づく手続きをとることを求める。
- 宿泊サービスを実施する事業者は、事前に指定権者へ届け出ること**

各市長村長殿  
(政令市・中核市・東三河広域連合構成市町村を除く)  
知多北部広域連合長殿

愛知県福祉局長

介護保険サービス事業者における事故発生時の報告の取り扱いについて (通知)

介護サービス事業者等は、平成 11 年 3 月 31 日付厚生省令第 37 号から第 41 号まで、平成 18 年 3 月 14 日付厚生労働省令第 35 号及び平成 30 年 1 月 18 日付厚生労働省令第 5 号で定める「事業の人員、設備及び運営に関する基準」により、サービスの提供によって事故が発生した場合には、市町村等へ報告をしなければならないことになっています。

従前、平成 14 年 3 月 18 日付 13 高福第 500 号「介護サービス事業者における事故報告等発生時の報告の取り扱いについて (通知)」の別紙「介護保険事業者における事故発生時の報告の取扱い」(標準例) (以下、「標準例」という。) を参考に事故報告の受付等をしていただいているところですが、今般、国様式例を参考に、別添のとおり、標準例の改正を行います。

なお、市町村において、既に報告の様式・取り扱いが定められている場合は、標準例によらなくて差し支えありませんが、将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資する観点から、市町村において定める様式において別添様式の項目を含めることとしてください。

介護保険サービス事業者における事故発生時の報告の取扱い (標準例)

1 対象

介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者 (以下、「事業者」という。) が行う介護保険適用サービスとする。

2 報告を要する事故等

事業者は、次の①～④の場合、市町村へ報告をする (注 1)。

| 報告事項区分                      | 報告内容説明  |
|-----------------------------|---|
| ① サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>医師 (施設の勤務医、配置医 (以下、「勤務医等」という。) を含む) の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故及び死亡事故については、原則として全て報告すること。</u></li><li>・ <u>※擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。</u></li><li>・ <u>※勤務医等がいる施設においては、「勤務医等がいない場合に、外部受診させる程度か否か」で判断すること。</u></li><li>・ 上記以外、ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合や利用者に見舞金や賠償金を支払った場合とする。</li><li>・ 「サービスの提供による」とは、送迎・通院中も含むものとする。</li><li>・ 利用者が病気等により死亡した場合であっても後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告するものとする。</li></ul> |

|   |                       |  |
|---|-----------------------|--|
| ② | 食中毒及び感染症の発生           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・MRSA、疥癬、インフルエンザ、結核、その他の感染症が発生した場合とする。</li> <li>・関連する法に定める届け出義務がある場合はこれに従うものとする。</li> </ul> |
| ③ | 職員（従業者）の法令違反・不祥事件等の発生 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の処遇に影響があるものとする。<br/>(例、利用者からの預り金の横領等)</li> </ul>  |
| ④ | その他、報告が必要と認められる事故の発生  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・例、利用者等の保有する財産を滅失させた。等</li> </ul>   |

### 3 報告の方法

(1) 事業者は、事故等が発生した場合、速やかに市町村へ報告（第一報）をする（注1）。当該報告は、市町村が指示する方法で行うこと。

(2) 事業者は、その後の経過について、順次市町村へ報告をする。

(3) 報告の様式は、別紙様式「事故報告書」を標準とする（注2）（注3）。

（注1）第一報の際は、別紙様式内の1から6までの項目について、可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。また、事故処理の区切りがついたところで、別紙様式に整理をし、報告をすること。

（注2）2②から④までの場合は、適宜、「その他」や「詳細」欄を用いて、報告すること。

（注3）市町村で既に定められた様式がある場合は、それを用いても差し支えない。

### 4 報告先

事業者は、事故等が発生した場合、次の双方へ報告をする。

①被保険者の属する保険者（市町村）

②事業所が所在する保険者（市町村）

（注）報告には個人情報も含まれるため、各市町村ではその取扱いに十分注意をすること。

### 5 報告を受けた市町村の対応

報告を受けた市町村においては、事故等に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応に応じて保険者としての必要な対応を行うものとする。

この場合、当該被保険者の属する市町村（上記4の①）が主たる対応を行うものとするが、事業所等への事実確認等において必要がある場合は、事業所の所在する市町村（上記4の②）と連携を図り対応をするものとする。

#### [必要な対応例]

① 事業所の事故等に対する対応の確認

→ 必要に応じ事業所の対応への助言を行う。

例えば、事故等への対応が終了していないか、又は、明らかに対応が不十分である場合は、トラブルを未然に防ぐ意味からも必要な指導を行う。

② 県、国保連合会への報告

→ 指定基準違反の恐れがある場合や後日トラブルが発生する可能性がある判断される場合等重要と思われる事故等について、県に報告をするとともに特別指導が必要な場合には県と連携をとり指導をする。

（※県は、市町村の受け付け総件数等について別途報告を求めることがある。）

また、利用者等から苦情があった場合には、必要に応じ国保連の苦情処理機関と連携を図り対応する。

### 6 その他

この取り扱いは標準例であり、各市町村がすでに要領等を定めている場合は、その指示によること。

※ 下線部が今回、標準例改正箇所です。

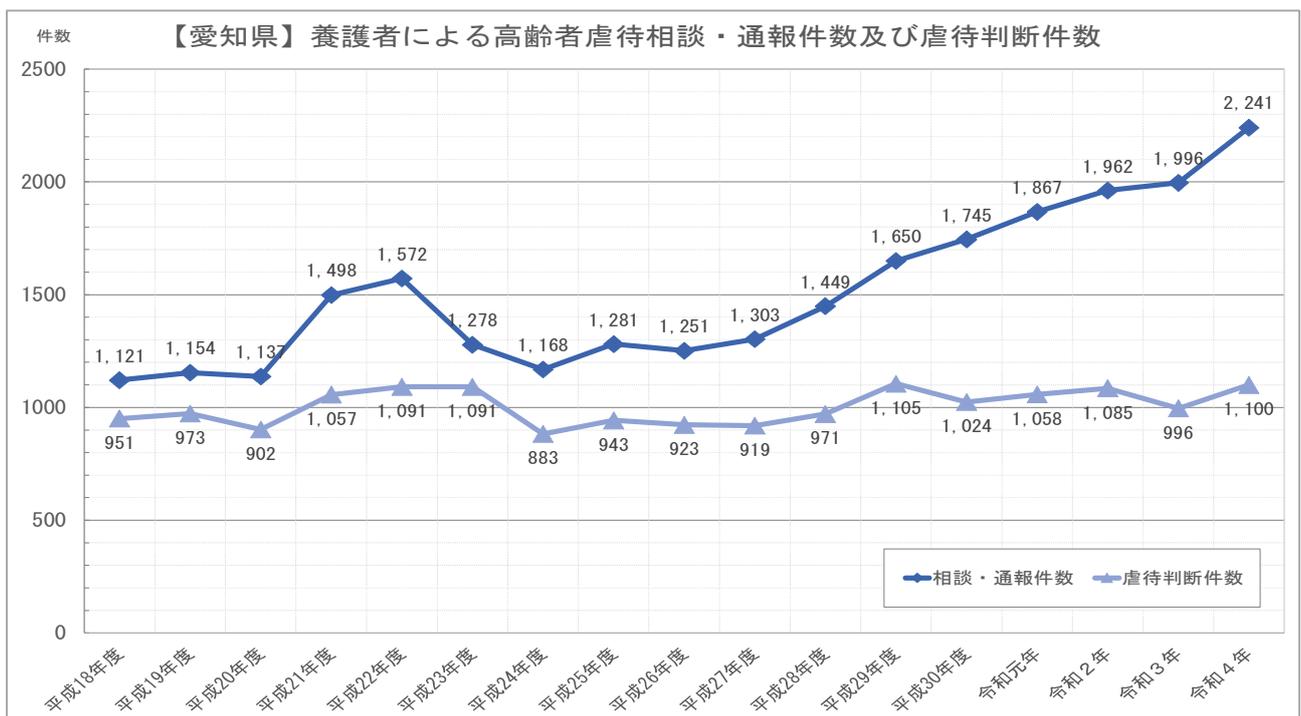
# 高齢者虐待防止について

愛知県福祉局高齢福祉課

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見し、その生命や身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村へ通報しなければならないとされている(第7条第1項、第21条第2項)ほか、高齢者の福祉に業務上及び職務上関係のある者は、高齢者虐待の早期発見に努めることとされています(第5条第1項)。

「高齢者虐待」とは、65歳以上の高齢者に対する下記の行為をいいます。

| 虐待の種類       | 行 為 (例)  |
|-------------|--|
| 身体的虐待       | 養護者又は養介護施設従事者等が高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること<br>(例) 平手打ち、殴る、蹴る、物を投げつける、身体拘束、中から鍵をかけて長時間家に入れない等                         |
| 介護・世話の放棄・放任 | 養護者又は養介護施設従事者等が高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること<br>(例) 入浴させない、水分や食事を十分与えない、必要な医療・介護保険サービスを制限する等 |
| 心理的虐待       | 養護者又は養介護施設従事者等が高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと<br>(例) 怒鳴る、ののしる、無視する、本人の意思や状態を無視しておむつを使う・食事の全介助をする等    |
| 性的虐待        | 養護者又は養介護施設従事者等が高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること<br>(例) 下半身を裸や下着のままに放置する、人前で排泄行為をさせる・おむつ交換をする等                       |
| 経済的虐待       | 養護者や高齢者の親族又は養介護施設従事者等が高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること<br>(例) 日常生活に必要な金銭を渡さない、財産を無断で売却する等                       |

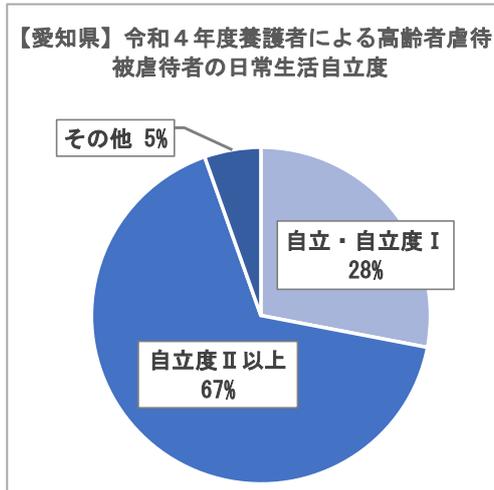


## ◇認知症と高齢者虐待

虐待されている高齢者（介護保険認定済）の7割弱の方は、認知症日常生活自立度Ⅱ以上の方です。

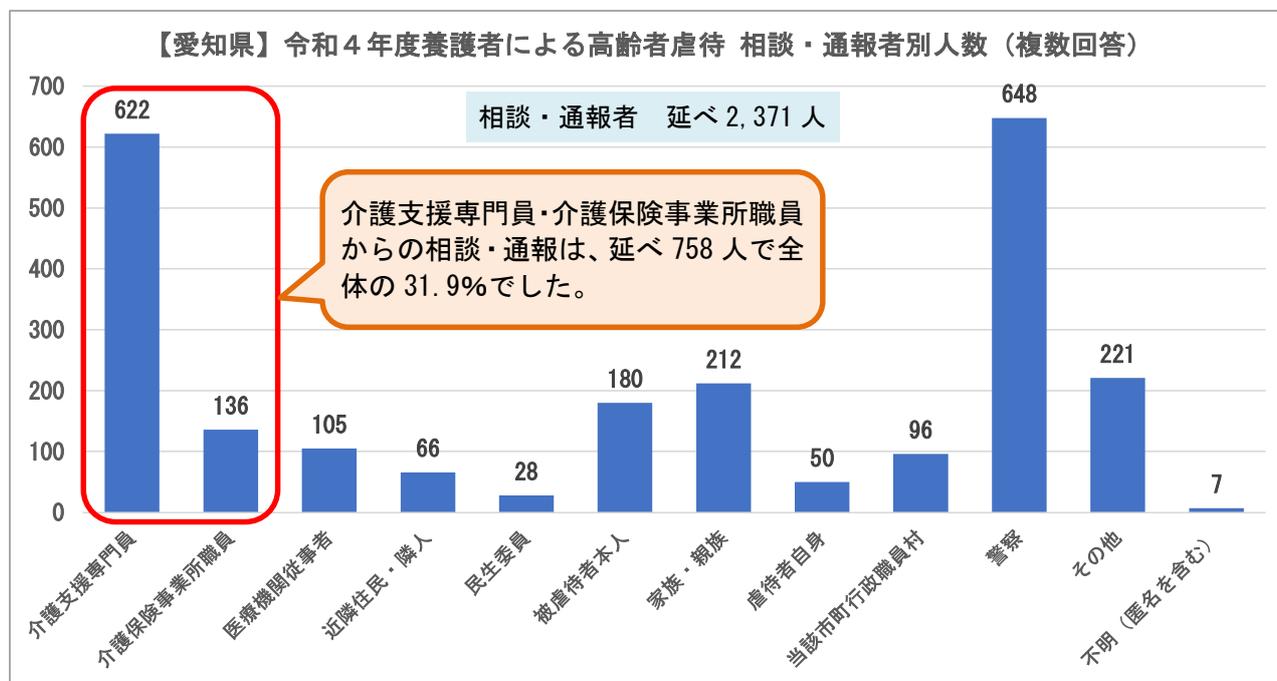
## ◇虐待は発見しにくい場合があります。

虐待をしている養護者や養介護施設従事者等には、虐待をしている認識がない場合も多く、また、虐待を受けている高齢者自身も虐待者をかばう、周囲に知られたくないなどの理由で虐待の事実を訴えにくく、高齢者虐待は発見しにくい状況にあります。



## ◇高齢者虐待の早期対応のために

虐待を早期に発見し、問題の深刻化を防ぐために、近隣住民の方々、民生委員や自治体などの地域組織、介護保険サービス事業者など高齢者を取り巻く様々な関係者が、高齢者虐待に対する認識を深め、虐待の兆候（サイン）に気づき、早期の対応に結びつけることが大切です。



## ◇介護従事者の皆様へ

○虐待の通報は、守秘義務より優先されます。（第7条3項）

○市区町村や地域包括支援センターは、通報者を特定するような情報を漏らしてはならないとされています。（第8条）

日常業務において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに当該高齢者の居住している市区町村又は地域包括支援センターに相談・通報してください。

『虐待かどうかの判断』は必要ありません。

# 介護人材確保事業について

愛知県や愛知県社会福祉協議会では、介護事業所における人材の確保や就業後の定着を支援するため、さまざまな事業を実施しております。主なものをご紹介しますので、ぜひとも積極的にご活用ください。

## 【県事業】

- 福祉人材無料職業紹介所（愛知県社会福祉協議会に委託）  
福祉分野において、求人者及び求職者双方からの申し込みを受け、雇用関係の成立を目指し、両者間に立ってマッチングを行っています。  
求人のご登録等は、下記 URL または、県社協福祉人材センター直通番号までお願いします。
  - ◆web ページ           福祉のお仕事（<https://www.fukushi-work.jp>）
  - ◆問い合わせ           052-212-5519（福祉人材センター人材養成部）
- あいち介護サポーターバンク（株式会社パソナに委託）  
介護事業所でのボランティアに興味を持つ方に、介護に関する入門的な研修を受講いただいたうえで、「あいち介護サポーター」として登録し、紹介を希望する介護事業所とのマッチングを行っています。
  - ◆紹介依頼方法       <https://aichi-kaigo.dg-1.jp/>
  - ◆問い合わせ       0800-200-4415（フリーダイヤル）
- 介護従事者のメンタルヘルス研修事業（公益財団法人介護労働安定センターに委託）  
介護現場における離職防止や定着促進を図るため、「介護従事者のメンタルヘルス研修」を管理者及び従事者向けにそれぞれ開催しています。介護職員の方に安心して働き続けていただくため、管理者と従事者の双方において、ストレスの仕組みやメンタルヘルスへの理解を深めて頂くことは大変重要です。ぜひご参加ください。
  - ◆web ページ  
<https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/aichi/info/2024/14044.html>
  - ◆問い合わせ       052-565-9271（介護労働安定センター 愛知支部）

## 【愛知県社会福祉協議会事業】

- 法律相談等支援事業  
介護事業所から、法律・財務・労務に関する相談を受け、それぞれの専門家が対応する、相談事業を実施しています。
  - ◆ご相談方法       ファクシミリ（052-212-5510）、又は電話
  - ◆個別相談       日程調整のうえ、対応可能
  - ◆問い合わせ       052-212-5509（施設福祉部）
- キャリアパス対応生涯研修  
福祉・介護事業所の職員に対し、それぞれの階層に応じたキャリアビジョンを描き、それを達成するために必要なプロセスを学ぶ「キャリアパス研修」を実施します。  
（処遇改善加算算定に役立つ研修となっております）
  - ◆対象者           介護事業所の職階層ごと（管理者、中堅、初任者 等）
  - ◆開催頻度       階層ごと研修、各1～3回（予定）
  - ◆問い合わせ       052-212-5516（福祉人材センター研修部）
  - ◆web ページ       [https://www.aichi-fukushi.or.jp/training/career\\_path.html](https://www.aichi-fukushi.or.jp/training/career_path.html)

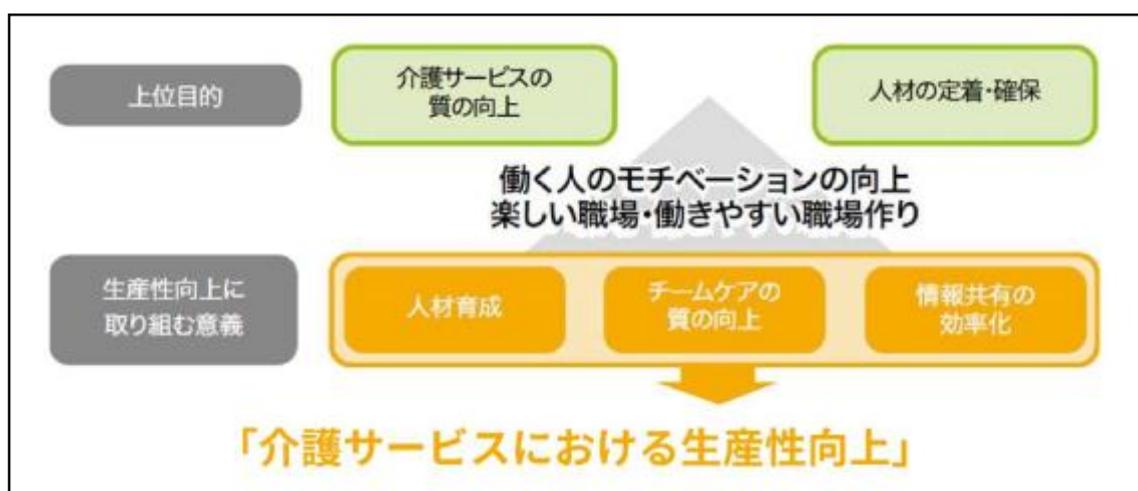
## 「あいち介護生産性向上総合相談センター」について

愛知県では、介護現場における生産性向上の取組を推進するため、生産性向上の取組に関する各種相談や支援を行うワンストップ型の総合相談窓口となる「あいち介護生産性向上総合相談センター」を今年度新たに開設しました。

当センターでは、生産性向上の取組に関する研修会や介護ロボット・ICT機器の展示会の開催・試用貸出のほか、相談員が介護サービス事業所の業務改善等に関する御相談に対応いたしますので、お気軽に御相談ください。

### ○介護サービスにおける生産性向上の捉え方

介護現場における生産性向上とは、介護ロボット等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、職員の業務負担の軽減を図るとともに、業務の改善や効率化により生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、利用者と職員が接する時間を増やすなど、介護サービスの質の向上にも繋げていくこととされています。



### ○あいち介護生産性向上総合相談センターの概要

#### 1 開設日時

2024年6月3日（月）

#### 2 設置場所

名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル14階  
介護労働安定センター愛知支部内

#### 3 対象者

愛知県内の介護サービス事業所等

#### 4 相談方法・受付時間

電話：午前9時から午後5時まで（土日祝・年末年始は除く）

<専用ダイヤル：052-526-8609>

FAX：052-565-9272

※相談内容に応じて、対面による御相談にも対応します。

まずは、専用ダイヤルへ御連絡ください。

課題が明確な場合は、下記記載の Web サイトに掲載しているチラシ「生産性の向上・業務改善に関する無料相談について」の裏面の無料相談申込書に相談事項を記載の上、FAXいただきますと、相談がスムーズに進みます。

## 5 相談費用

無料

## 6 生産性向上の取組に関する情報発信

あいち介護生産性向上総合相談センターの Web サイトでは、介護現場における生産性向上の取組に関する各種情報を取りまとめています。

<Web サイト : <https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/aichi/contents/2.html>>

## 7 主な支援内容

### (1) 各種相談への対応（相談窓口の設置）

生産性向上・業務改善に関する各種相談に対応します。

介護サービス事業所の抱える課題の解決策を共に検討し、必要に応じ、専門家・関係機関を交えて対応します。

### (2) 生産性向上に向けた研修会の開催

生産性向上を目指すに当たっての業務改善、そこでの大きな支援ツールとなる介護ロボット・ICT機器の利活用等についての研修会を開催します。

### (3) 介護ロボット・ICT機器の展示会の開催

生産性向上・業務改善に活用できる代表的な介護ロボット・ICT機器の展示会を開催します。

### (4) 介護ロボット・ICT機器の試用貸出

介護ロボットやICT機器の導入に向け、使い勝手や効用について事前に確認いただくために、各種機器の貸出をします。

### (5) 専門家による伴走支援

県内の業務改善等に取り組むモデル的な事業所を創出するため、介護サービス事業所における業務改善の取組に対して、専門家による個別の支援を実施します。

### (6) 生産性向上関連の情報提供

生産性向上に関する事業の情報を収集し、介護サービス事業所等への情報提供を行います。

※支援内容の詳細（試用貸出機器等）については、「6 生産性向上の取組に関する情報発信」に記載の Web サイトにおいて随時更新を行っておりますので、ご確認ください。

愛知県高齢福祉課で実施する介護従業者等を対象とする各種研修について（御案内）

| 研修名称                        | 目的   | 日程  | 対象者   | 定員   | 参加費         | 募集期間                                | 委託先                     | 問合せ先         |
|-----------------------------|--|---|---|--|-------------|-------------------------------------|-------------------------|--------------|
| 介護老人保健施設職員資質向上研修            | 地域包括ケアシステムに関する研修を行い、在宅復帰への調整の幅を広げ、在宅医療・介護連携体制を推進する                             | 令和7年3月7日(金)   | 愛知県内の介護老人保健施設に勤務する職員（職種不問）  | 80名  | 無料          | 令和6年12月中旬（予定）                       | 一般社団法人愛知県老人保健施設協会       | 介護保険指導第一グループ |
| 2024年度ユニットケア施設管理者研修         | ユニットケア管理者、ユニットリーダー研修の運営及びユニットリーダーの育成並びにユニットケアの推進のため開催                          | 1期：第1回～第3回(6月～8月)<br>2期：第5回、第6回(9月～10月)<br>3期：第7回、第8回(11月～12月)<br>4期：第9回、第10回(1月～2月)  | ユニットケア施設等の管理者または管理者となる予定の者のうち、推進センターによって選考された者  | オンライン 各60名<br>集合研修 各25～30名<br>(※会場規模による)   | 39,000円     | 1期～3期<br>募集終了<br>4期<br>11月11日～12月2日 | 一般社団法人日本ユニットケア推進センター    | 介護保険指導第一グループ |
| 2024年度ユニットリーダー研修            | ユニットケア管理者、ユニットリーダー研修の運営及びユニットリーダーの育成並びにユニットケアの推進のため開催                          | 1期：第1回～第10回<br>講義・演習：6月～8月<br>実地研修：6月下旬～9月下旬までの指定された4日間<br>2期：第11回～第16回<br>講義・演習：9月～10月<br>実地研修：9月～12月初旬までの指定された4日間<br>3期：第17回～第23回<br>講義・演習：11月～12月<br>実地研修：11月～2月初旬までの指定された4日間<br>4期：第24回～第28回<br>講義・演習：1月～2月<br>実地研修：1月下旬～3月頃までの指定された4日間 | ユニットケア施設等に勤務している職員または勤務する予定の職員（原則として、研修受講年度またはその翌年度に開設するユニットケア施設に勤務する予定の職員とする。）であって、各ユニットにおいてユニットリーダーとなる者のうち、推進センターによって選考された者 | (講義・演習)<br>オンライン 各200名<br>集合研修 各10～35名<br>(※会場規模による)<br>(実地研修)<br>応募状況を勘案して推進センターが指定 | 103,000円    | 1期～3期<br>募集終了<br>4期<br>11月11日～12月2日 | 一般社団法人日本ユニットケア推進センター    | 介護保険指導第一グループ |
| 2019年度～2023年度ユニットリーダー研修実地研修 | ユニットケア管理者、ユニットリーダー研修の運営及びユニットリーダーの育成並びにユニットケアの推進のため開催                          | 1期：5月中旬～9月下旬頃までの指定された4日間<br>2期：8月下旬～12月初旬頃までの指定された4日間<br>3期：10月下旬～2月初旬頃までの指定された4日間<br>4期：1月下旬～3月頃までの指定された4日間  | ユニットリーダー研修のうち実地研修未実施者   | 応募状況を勘案して推進センターが指定   | 50,000円     | 1期～3期<br>募集終了<br>4期<br>11月11日～12月2日 | 一般社団法人日本ユニットケア推進センター    | 介護保険指導第一グループ |
| 認知症対応型サービス事業管理者研修           | 認知症対応型サービス事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術の習得   | 第1回 令和6年9月19日(木)、20日(金)<br>第2回 令和7年3月17日(月)、18日(火)  | 指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定複合型サービス事業所の管理者又は管理者になることが予定される者   | 各100名  | 9,800円      | 第1回<br>募集終了<br>第2回<br>令和6年12月20日まで  | 一般社団法人認知症の人が住みやすい世界をつくる | 介護保険指導第二グループ |
| 認知症対応型サービス事業開設者研修           | 認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識の修得                                      | 講義：令和6年11月22日(金)<br>現場体験：令和6年11月23日(土)から2週間以内の任意の1日   | 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業者、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者又は代表者となる具体的な予定のある者                                       | 30名  | 10,000円     | 募集終了                                | 一般社団法人認知症の人が住みやすい世界をつくる | 介護保険指導第二グループ |
| 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修       | 利用者及び事業の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護事業計画又は看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するために必要な知識及び技術の修得            | 令和7年2月27日(木)、28日(金)   | 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者に従事する予定の者  | 40名  | 調整中         | 令和6年12月20日まで                        | 株式会社オリジン                | 介護保険指導第二グループ |
| 小規模多機能型居宅介護介護支援専門員フォローアップ研修 | 利用者本位の適切な計画の立案及び質の高い小規模多機能型居宅サービスを提供するために、小規模多機能型居宅介護事業所で求められる介護支援専門員の能力の向上を図る | 未定(例年2月頃)   | 小規模多機能型居宅介護等に勤務する介護支援専門員等   | 50名  | 1,000円(昼食代) | 未定(例年2月頃)                           | 一般社団法人愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会 | 介護保険指導第二グループ |
| 介護施設等重症化予防リハビリテーション専門職育成事業  | 介護施設等に入所する高齢者の自立支援に資するため、重症化予防等介護予防リハビリテーションに精通した理学療法士等が、現場で働く機能訓練指導員に対し研修を行う  | 令和6年10月10日(木)   | 通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等で機能訓練指導員として従事される方、もしくは今後機能訓練指導員として従事する予定の方を中心に、看護職員、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等                  | 100名   | 無料          | 募集終了                                | 公益社団法人愛知県理学療法士会         | 介護保険指導第二グループ |
| サービス提供責任者研修                 | サービス提供責任者に求められる資質である適切なアセスメント、訪問介護計画の作成、他の訪問介護員の調整、指導、教育などに必要な研修               | 全6日間 36時間<br>令和6年9月26日(木)、10月1日(火)、10月9日(水)、10月22日(火)、11月7日(木)、11月11日(月)  | サービス提供責任者に従事している者又は今後愛知県内の事業所にサービス提供責任者として従事することが確実な者   | 100名   | 無料          | 募集終了                                | 一般社団法人愛知県介護福祉士会         | 介護保険指導第二グループ |

|                 |  |   |  |   |   |  |  |              |
|-----------------|--|---|--|---|---|--|--|--------------|
| 介護職員口腔ケア研修      | 介護職員が口腔に関する知識及び技術を以て適切な口腔ケアやそれに伴う自立支援が行えるような研修   | 令和6年10月10日(木)   | 介護保険事業所の介護職員   | 80名   | 無料  | 募集終了   | 一般社団法人愛知県歯科医師会   | 介護保険指導第二グループ |
| 介護施設等防災リーダー養成研修 | 防災知識に精通した専門家による、利用者の身近で働く介護職員に対する、防災に関する研修   | 座学<br>Web講習、2時間30分程度<br>集合研修<br>令和6年9月12日(木)、9月13日(金)、<br>10月31日(木)、11月1日(金)、<br>11月28日(木)、11月29日(金)のうち1日   | 高齢者介護施設・事業所等に勤務する職員  | 各60名  | 無料  | 募集終了   | 愛知医科大学<br>災害医療研究センター   | 介護保険指導第二グループ |
| 高齢者権利擁護推進員養成研修  | 身体拘束の廃止に向けた取組など介護現場での権利擁護のための取組を推進するため   | 令和6年10月8日(火)<br>令和6年10月9日(水)<br>令和6年11月12日(火)   | 介護施設等の施設長、介護主任等、高齢者虐待防止措置や身体拘束等の適正化等の高齢者の権利擁護のための取組を施設等内で指導的立場から推進することができる職員。  | 100名  | 無料  | 募集終了   | 認知症介護研究・研修大府センター   | 施設グループ       |
| 看護実務者研修         | 身体拘束の廃止に向けた取組など介護現場での権利擁護のための取組を推進するため   | 令和6年10月16日(水)<br>令和6年10月17日(木)  | 介護施設等の現場において、実際に保健医療サービス及び福祉サービスを提供している看護職員  | 50名   | 無料  | 募集終了   | 公益社団法人<br>愛知県看護協会  | 施設グループ       |
| 認知症介護基礎研修       | 認知症介護に係る基礎的な知識・技術等を身につけ、基礎的なサービス提供を行えるようにするため  | e ラーニングにより通年実施  | 介護保険施設・事業所等において、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者  | 定員なし  | 【認知症介護研究・研修仙台センター】<br>3,000円<br>【株式会社クーリエ】<br>無料  | 通年募集   | いずれも愛知県知事が指定する法人<br>・認知症介護研究・研修仙台センター<br>・株式会社クーリエ                       | 認知症施策推進グループ  |
| 認知症介護実践者研修      | 認知症介護の理念、知識・技術を修得するとともに、地域の認知症ケアの質向上に関与できるようにするため  | 【愛知県社会福祉協議会】<br>①6月18日・19日、7月3日・4日、8月8日<br>②7月10日・11日・22日・23日、8月27日<br>③8月20日・21日、9月4日・5日、10月11日<br>④10月17日・18日・29日・30日、12月6日<br>【愛知県介護福祉士会】<br>※1月21日・22日、2月3日・4日、3月13日<br>【ともいき福祉会】<br>8月29日・30日、9月19日・20日、11月8日<br>【日本認知症G H協会】<br>①4月16日～24日、5月22日<br>②※1月7日・8日・23日・24日、2月12日・27日 | 認知症介護基礎研修の修了者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であり、身体介護に関する基本的知識・技術を修得しているものであり、概ね実務経験2年程度の者  | 【愛知県社会福祉協議会】<br>①80名②100名<br>③70名④80名<br>【愛知県介護福祉士会】<br>72名<br>【ともいき福祉会】<br>40名<br>【日本認知症G H協会】<br>①40名②40名 | 【愛知県社会福祉協議会】<br>43,000円<br>【愛知県介護福祉士会】<br>43,000円<br>【ともいき福祉会】<br>43,000円<br>【日本認知症G H協会】<br>①会員20,000円/非会員25,000円<br>②会員25,000円/非会員50,000円 | 【愛知県社会福祉協議会】<br>①～④募集終了<br>【愛知県介護福祉士会】<br>11月1日～29日<br>【ともいき福祉会】<br>募集終了<br>【日本認知症G H協会】<br>①募集終了<br>②11月中旬～下旬 | いずれも愛知県知事が指定する法人<br>・愛知県社会福祉協議会<br>・愛知県介護福祉士会<br>・ともいき福祉会<br>・日本認知症G H協会 | 認知症施策推進グループ  |
| 認知症介護実践リーダー研修   | より実践的な知識・技術を修得すること及び地域の認知症施策の中で様々な役割を担えるようにするため  | 【愛知県介護福祉士会】<br>9月25日・26日、10月4日・24日・25日、12月2日<br>【日本認知症G H協会】<br>11月18日～22日、12月26日   | 介護保険施設・事業所等において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者であり、かつ、ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定される者であって、認知症介護実践研修を修了し1年以上経過している者  | 【愛知県介護福祉士会】<br>72名<br>【日本認知症G H協会】<br>40名   | 【愛知県介護福祉士会】<br>55,000円<br>【日本認知症G H協会】<br>会員30,000円/非会員50,000円  | 【愛知県介護福祉士会】<br>募集終了<br>【日本認知症G H協会】<br>募集終了  | いずれも愛知県知事が指定する法人<br>・愛知県介護福祉士会<br>・日本認知症G H協会                            | 認知症施策推進グループ  |
| 認知症介護指導者養成研修    | 認知症介護実践者研修等を企画立案し、講義等の講師を担当できる知識・技術を習得すること及び介護保険施設・事業所等における介護の質の改善について指導するとともに、自治体等における認知症施策の推進に寄与できるようになるため | ①7月1日～12日、17日～19日、8月5日・26日・27日、9月2日～6日<br>②12月2日～13日・18日～20日、1月13日・27日・28日、2月3日～7日  | 次のア～オのすべてを満たした者<br>ア 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者<br>イ 介護保険施設・事業所等に従事している者<br>ロ 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者<br>ハ 民間企業で認知症介護の教育に携わる者<br>ニ 認知症介護実践研修修了者又はそれと同等の能力を有すると県が認めた者<br>ヘ 認知症介護基礎研修または認知症介護実践者研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者<br>オ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者 | 各回22名<br>(県費負担枠2名)  | 230,000円  | 募集終了   | 認知症介護研究・研修大府センター   | 認知症施策推進グループ  |

|                       |   |   |  |   |          |                |                   |             |
|-----------------------|---|---|--|---|----------|----------------|-------------------|-------------|
| 認知症介護指導者<br>フォローアップ研修 | 認知症介護指導者養成研修修了者に対し、一定期間ごとに最新の認知症介護に関する専門的な知識や指導方法等を修得させることにより、第一線の介護従事者に対して最新の認知症介護技術を的確に伝達できるような体制を整えるため | ①9月19日・20日、10月16日～18日<br>②10月28日～11月1日  | 認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事又は従事することが予定されている者であり、認知症介護指導者養成研修終了後1年以上を経ている者  | 各回30名<br>(県費負担枠2名)  | 190,000円 | 募集終了           | 認知症介護研究・研修大府センター  | 認知症施策推進グループ |
| 介護従事者のメンタルヘルス研修       | 介護職からの離職防止や定着促進のため、メンタルヘルスに特化した研修を行う。   | 【管理者向け】<br>9月18日～1月20日(計6日間、計6回開催、県内4か所)<br>【介護従事者向け】<br>9月20日～1月17日(計24日間、計32回開催、県内29か所)   | 【管理者向け】<br>介護保険事業所において管理監督の立場にある方<br>【介護従事者向け】<br>介護保険事業所に勤務する介護職員等  | 【管理者向け】<br>各会場100名<br>【介護従事者向け】<br>各会場30名～50名   | 無料       | 開催日の1週間前まで募集受付 | 公益社団法人介護労働安定センター  | 介護人材確保グループ  |
| 外国人介護人材受入セミナー         | 県内で外国人介護人材の受入を検討している介護従事者、及び外国人介護人材の受入・教育等に課題を感じている介護事業者などに対し、外国人介護人材の円滑な受入や職場への定着を図る。                    | 【外国人介護人材受入セミナー】<br>令和7年1月27日(月) ウィンクあいち<br>令和7年2月10日(月) ウィンクあいち<br>【指導担当職員特化型セミナー】<br>令和7年2月18日(火) ウィンクあいち<br>令和7年2月20日(木) 岡崎市民会館<br>【外国人介護職員向けセミナー】<br>令和7年2月18日(火) ウィンクあいち<br>令和7年2月20日(木) 岡崎市民会館 | 【外国人介護人材受入セミナー】<br>県内で外国人介護人材の受入を検討している、及び外国人介護人材の受入・教育等に課題を感じている介護事業者、介護職員等<br>【指導担当職員特化型セミナー】<br>外国人介護職員の指導担当者等<br>【外国人介護職員向けセミナー】<br>外国人介護職員等 | 【外国人介護人材受入セミナー】<br>定員：各105名<br>【指導担当職員特化型セミナー】<br>定員：各30名<br>【外国人介護職員向けセミナー】<br>定員：各20名 | 無料       | 開催日の1週間前まで募集受付 | 株式会社ハンナ           | 介護人材確保グループ  |
| 生産性向上に向けた研修会          | 介護事業者等に、業務改善の手法や必要性等を学んでもらうことにより、介護現場における生産性向上の取組の推進を図る。  | 第1回 令和6年7月19日(金)<br>第2回 令和6年11月26日(火)   | 県内の介護事業者、介護職員等   | 各回50名   | 無料       | 募集終了           | 公益財団法人 介護労働安定センター | 介護人材確保グループ  |
| 福祉関係就職バックアップセミナー      | 福祉の仕事の経験のない方や再就職を希望する方等を対象とし、現役の介護職員を講師として招き、映像を交えながら、介護の現場を紹介する。   | 【基礎コース】<br>令和6年7月14日(日)<br>【内定者コース】<br>第1回 令和7年2月28日(金)<br>第2回 令和7年3月12日(水)   | 福祉の仕事の経験のない方や再就職を希望する方等  | 各回100名  | 無料       | 定員数に達するまで      | 愛知県社会福祉協議会        | 介護人材確保グループ  |
| 介護の仕事カムバック研修会         | 介護の職場へ再就職を希望する方等を対象とし、介護技術などの介護業務を行う上で必要な知識を再習得できるようにする。  | 第1回 令和6年9月4日(水)<br>第2回 令和6年12月7日(土)   | 介護の職場へ再就職を希望する方等   | 50名   | 無料       | 定員数に達するまで      | 愛知県社会福祉協議会        | 介護人材確保グループ  |
| 職場環境改善管理者向け研修会        | 介護事業所等の管理者等に対し、職場環境の改善を目的とした研修会を開催することで、人材が定着する職場の構築を促進する。  | 10月21日(月)、10月22日(火)<br>10月28日(月)、10月29日(火)<br>11月11日(月)、11月18日(月)   | 介護事業所等の管理者等  | 50名   | 無料       | 募集終了           | 愛知県社会福祉協議会        | 介護人材確保グループ  |

# 生活保護法による介護扶助について ～生活保護法指定介護機関のしおり～

愛知県福祉局福祉部地域福祉課

## 1. はじめに

平素より生活保護行政の推進にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

介護事業者の皆さまに制度の趣旨や介護扶助に関する事務取扱等に対する理解を深めていただき、生活保護法による介護の給付の更なる適正実施を図るため、簡単ですが制度の概要をまとめましたので、今後の業務の参考にしていただきますようお願いいたします。

## 2. 介護扶助とは

介護扶助とは、介護または支援が必要な被保護者（生活保護受給者）に対して、原則として介護保険の給付対象となる介護サービスと同等のものを、生活保護法により指定された介護機関から介護や用具の貸与など直接の行為や物により提供するものです。

## 3. 介護扶助と介護保険の適用関係について

| 要件          | 要介護又は要支援の状態にある被保護者                   |   |       |
|-------------|--------------------------------------|---|-------|
|             | 40才以上65才未満                           |   | 65才以上 |
|             | 医療保険未加入者で<br>特定疾病該当者                 | 医療保険加入者で<br>特定疾病該当者                                 |       |
| 介護保険の適用     | 介護保険被保険者とならない                        | 介護保険被保険者となる<br>第2号被保険者 第1号被保険者                      |       |
| 要介護認定       | 生活保護法による要介護認定                        | 介護保険法による要介護認定                                       |       |
| ケアプラン       | 生活保護法の指定介護機関に<br>作成を委託               | 介護保険法に基づき作成   |       |
|             | 支給限度額以内のケアプランに限る                     |   |       |
| 給付割合        | ※生活保護法の指定介護機関からの介護サービスに限る            |   |       |
|             | 介護扶助10割                              | 介護保険9割・介護扶助1割                                       |       |
| 障害者施策<br>関係 | 障害者手帳等を持っている場合は、<br>障害者施策が介護扶助に優先する。 | 介護保険・介護扶助優先。ただし、一部サービスでは自立支<br>援医療（更生医療）が介護扶助に優先する。 |       |

※介護扶助には介護保険の取扱いと異なるものがあります。

## 4. 生活保護法指定介護機関の義務について

- (1) 指定介護機関は、指定介護機関介護担当規程に従い、懇切丁寧に被保護者の介護を担当しなければなりません。（生活保護法第50条第1項を準用）
- (2) 指定介護機関は、被保護者の介護について、県知事の行う指導に従わなければなりません。（生活保護法第50条第2項を準用）
- (3) 指定介護機関が、第51条第2項各号のいずれかに該当するときは、生活保護法の指定を取り消し、あるいは停止することがあります。（生活保護法第51条第2項を準用）
- (4) 県知事は、介護扶助に関して必要があると認めるときは、指定介護機関の管理者等に対して、必要と認める事項の報告若しくは介護記録、帳簿書類その他の物件の提出等を命じ、指定介護機関の管理者等に出頭を求め、又は県職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定介護機関について実地にその設備若しくは介護記録、帳簿書類その他の物件を検査させることができます。（生活保護法第54条第1項を準用）

※平成26年7月1日以降に介護保険法による指定又は開設許可を受けた介護機関は、生活保護法による指定を受けたものとみなされます。

照会先：愛知県福祉局福祉部地域福祉課 生活保護グループ 電話（直通）052-954-6263

# 人権問題の正しい理解のために ～人権への配慮～

## 1 人権とは

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない権利です。日本国憲法は、国民の基本的な人権として、自由に生きるための権利（自由権）、人種、信条、性別、社会的身分、門地などによって差別されない平等の権利（法の下での平等）、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（生存権、教育を受ける権利、労働三権）などを定めています。

愛知県では「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」等に基づき、市町村や民間団体と一体となって、人権に関する教育・啓発活動を推進してきました。

しかしながら、今もなお、様々な人権課題が存在するとともに、インターネットの普及を始めとする情報化の進展により、人権に関する問題は複雑化、多様化しています。

こうした状況を踏まえ、新たに「愛知県人権尊重の社会づくり条例」（2022年4月から施行）を制定し、2024年3月に「あいち人権推進プラン」を策定しました。

今後は、当該条例及びプランに基づき、人権教育・啓発を始めとした人権施策を総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けて取り組みます。

## 2 人権の重要課題

- (1) **インターネットによる人権侵害**：教育・啓発活動の推進、安全なインターネット環境の普及促進など
- (2) **外国人**：多文化共生への理解促進、暮らしを支える体制の強化など
- (3) **部落差別**：部落差別に対する理解の促進、学校教育での取組の推進など
- (4) **性的少数者**：企業等事務所の取組の推進、県の事務事業における配慮など
- (5) **子ども**：いじめ対策等の推進、児童虐待防止の推進など
- (6) **女性**：男女共同参画の理解の促進、就業環境の整備・女性への就業支援など
- (7) **高齢者**：自立促進と社会参加活動の推進、高齢者虐待防止の推進など
- (8) **障害者**：障害者差別解消の推進、障害者虐待防止の推進など
- (9) **感染症患者等**：ハンセン病、エイズ、肝炎に対する差別や偏見の解消など
- (10) **犯罪被害者等**：犯罪被害者等に対する理解の促進など

- (11) ホームレス：ホームレスに対する理解の促進、自立支援の推進など
- (12) 様々な人権をめぐる対応：アイヌの人々、刑を終えて出所した人、婚外子、拉致問題、男性への性暴力、ハラスメント、災害に伴う人権問題への教育・啓発など

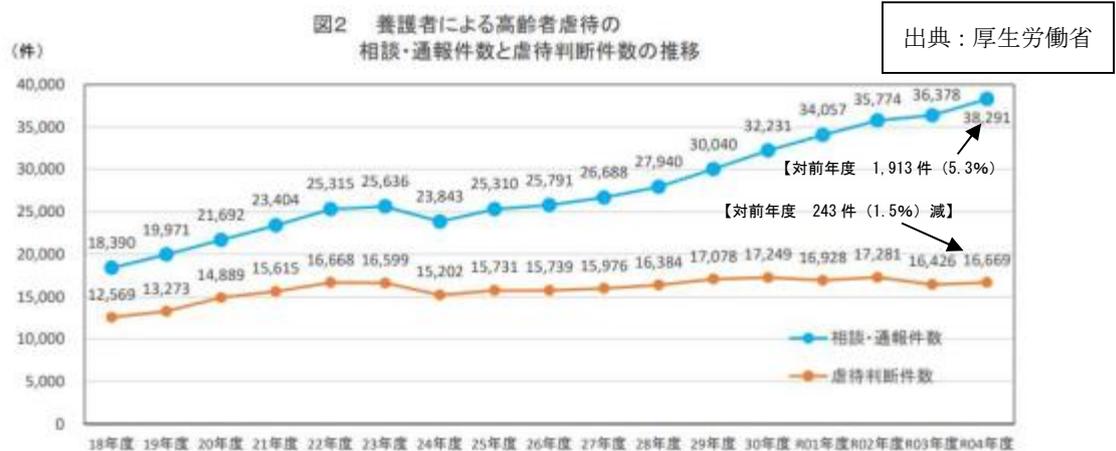
### 3 高齢者の人権

養介護施設等においても、施設の管理者と職員、施設の職員と入所者、入所者と養護者、入所者と入所者など、様々な関係の中で起きる人権問題に対する理解を深め、人権への配慮が必要です。

#### (1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



#### (2) 養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



## 4 部落差別

### (1) 部落差別とは

私たちは、生まれながらにして自由・平等であり、幸せで健康に生きる権利を持っています。こうした願いや権利は基本的人権といわれ、憲法でも保障されており、不当に侵してはならないものです。

しかし、日常生活の中で、古くからの因習や世間体にとらわれたものの見方に影響され、時に誤った判断をして、知らず知らずのうちに、人権を侵し、人の幸せを踏みにじっていることもないとはいえません。

とりわけ、わが国の人権にかかわる重大な社会問題に部落差別があります。部落差別とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、今でも「同和地区」や「被差別部落」などと呼ばれる地域の出身であることを理由に、結婚・就職等において差別されることがあるという日本固有の人権問題です。

### (2) 差別解消のために

国はこの問題を解決するために、特別措置法を定め、地方公共団体とともにさまざまな事業を進めてきました。その結果、道路や住宅など生活環境の改善は進みましたが、いまだに差別意識は根強く残るとともに、インターネットなど情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じています。

こうした中、平成28年12月16日に、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました。人権問題を解消するためには、全ての人々が人権について正しい認識を持ち、粘り強く取り組んでいくことが必要です。

部落差別の根本的な解決に向けて、私たちは因習を無批判に受け入れるのではなく、冷静に客観的な目でとらえ、自分の周囲から差別と偏見をなくしていくように努力することが大切です。

人は誰も生まれるときに、出生地・家柄・性別などを自分で選ぶことはできません。個人の責任でないことで差別するようなことがあってはならないのです。

## 5 あいち人権センターをご活用ください

あいち人権センターでは、人権啓発DVDの貸出、人権啓発パンフレットの配布、人権研修への講師派遣などを行っています。貸出DVDの一覧は人権推進課のホームページで紹介しています。

また、センターでは、電話・面談等による人権に関する相談窓口を設置しています。この相談窓口では、人権に関する一般的な情報の提供や助言、専門相談機関等の案内を行うなど、問題解決に向けた支援を行っています。

さらに、相談の中で法的な解釈や助言が必要であると考えられる場合は、弁護士による法律相談も実施しています。

○相談専門ダイヤル 052-954-6806

（月曜日～金曜日（祝日及び年末年始除く）  
受付時間：9:00～17:00）

＜あいち人権センター＞



＜利用案内＞  
開館時間 9:00～17:15  
休館日 土・日・祝日  
12月29日～1月3日  
利用内容 図書、DVD、ビデオの貸出  
パンフレットの配布  
啓発パネルの展示  
人権相談 など

### 愛知県県民文化局人権推進課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸3丁目2番1号 愛知県東大手庁舎3階

電話番号：052-954-6749 FAX 番号：052-973-3582

人権推進課のホームページ：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/>

# 愛知県障害者差別解消推進条例について

## 愛知県障害者差別解消推進条例の概要

この条例は、平成 28 年 4 月施行の障害者差別解消法の趣旨を広く県民の皆様に周知し、県民各層の差別の解消推進への気運を高め、県民一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進を図ることを目的として基本理念を定め、その下に、県、県民、事業者の責務を明らかにしています。  
(平成 27 年 12 月 18 日制定、平成 28 年 4 月 1 日全面施行)

### 1 基本理念

- 全ての障害のある方が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること
- 全ての障害のある方が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- 障害を理由とする差別の多くが障害のある方に対する理解の不足から生じていること及び誰もが心身の機能の障害により、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態になる可能性があることを踏まえ、全ての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること
- 県、県民、事業者及び市町村その他関係機関が、各々の役割を果たすとともに、社会全体で取り組むこと

### 2 各主体の責務

- 県の責務 障害を理由とする差別の解消の推進に関する必要な施策の策定・実施  
国及び市町村との連携、協力
- 県民の責務 障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めること  
県の施策に協力するよう努めること
- 事業者の責務 障害を理由とする差別の解消のために必要な措置を講ずるよう努めること  
県の施策に協力するよう努めること  
主務大臣が定める対応指針に即した適切な対応に努めること

### 3 差別の禁止

|               |  |
|---------------|--|
| 不当な差別的<br>取扱い | 障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすること<br>⇒行政機関及び民間事業者において禁止       |
| 合理的配慮の<br>提供  | 障害のある方から配慮を求められた場合に、負担になり過ぎない範囲で、必要かつ適当な現状の変更又は調整を行うこと<br>⇒行政機関及び民間事業者において義務 |

### 4 県の取組

- ① 相談及び紛争の防止等のための体制の整備
- ② 障害者差別解消支援地域協議会の設置
- ③ 啓発活動
- ④ 助言、あっせん又は指導等
- ⑤ 職員対応要領の制定

## 障害者用駐車スペースの適正利用について

本県では、障害者用駐車スペースの適正利用を推進する取組の一つとして、県有施設の障害者用駐車スペースの車椅子マークの表示を以下の絵図付きの案内表示へ変更（絵図付きの立て看板等での案内表示を含む。以下同じ。）する取組を進めております。

障害者用駐車スペースは、車椅子使用者に限らず、全ての障害のある人の他、高齢者や妊産婦等、身体の機能上の制限を受ける人が利用できることとされていますが、案内表示として一般的に使われている国際シンボルマーク（車椅子マーク）の表示しかない駐車スペースでは、車椅子使用者以外の障害のある人等が利用しにくい現状があります。

つきましては、介護保険指定事業者におかれましても、車椅子マークの表示しかない駐車スペースでは、以下の絵図付きの案内表示への変更を御検討くださいますよう、御協力をお願いします。

（参考）絵図付き案内表示



（すべての障害のある人）<sup>ハート・プラス</sup>（身体内部に障害のある人）（高齢者）（妊娠中の人）

# 専用駐車場

ここは「内部障害者」「高齢者」「妊娠している人」「介助が必要な人」「ベビーカー使用の人」などの駐車場です。

## ヘルプマークの普及促進について

### 1 ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が平成 24 年 10 月に作成したマークです。愛知県では平成 30 年度から導入しています。

### 2 事業の目的

ヘルプマークの存在を多くの人に知ってもらい、ヘルプマークを身に着けた方が日常生活や災害時において様々な援助を受けやすくなるようにするための啓発活動に努めています。

### 3 配布について

各市町村障害福祉担当課、県保健所等で配布しています。口頭での申し出により、御希望の方に無償でお渡ししています。障害者手帳、身分証明書の提示や申請書等の提出は不要です（ただし、一部の市町村では任意で申請書等の提出を求める場合があります。）。

### 4 ヘルプマークを身に着けた方を見かけたら

- ・電車・バスの中で席をお譲りください。
- ・困っているようであれば、駅や商業施設などで声をかけるなどの配慮をお願いします。
- ・災害時は安全に避難するための支援をお願いします。



# 水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

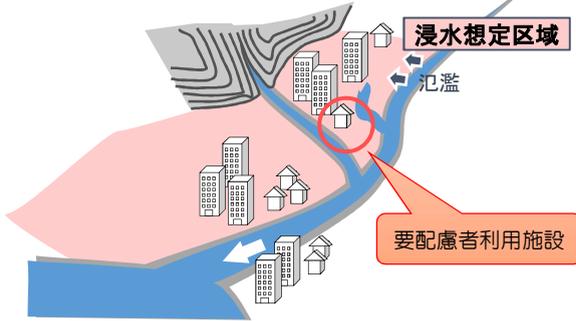
『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）

ポイント!

要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント【改正事項】

- ①避難確保計画の作成
- ②避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③**避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化**

【浸水想定区域】



※「浸水想定区域」とは、洪水・雨水出水・高潮により浸水が想定される区域であり、国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり都道府県が指定します。

## 要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

【社会福祉施設】

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設

- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

【学校】

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

【医療施設】

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設のうち（津波は、津波災害警戒区域内にある施設のうち）、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

## 避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」を国土交通省のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるとき、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、施設利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。



- 作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**することが義務づけられています。（原則として年1回以上実施しましょう）
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。施設利用者の負担も考慮し、回数や内容を工夫してください。
- 職員のほか、避難の協力者となっている消防団や近隣の企業、地域住民、利用者の家族なども**参加してもらおうようにしましょう。**
- **訓練後は振り返りを行い、避難確保計画の見直し**を行いましょう。
- **施設職員への防災教育のためには、市町村の研修会への参加、先進的な取組を実施している施設への見学等**の方法もあります。

避難体制のより一層の強化のためには、避難確保計画を作成し、毎年、避難訓練等を通じて内容を見直すことが重要です。



- 避難確保計画を作成・変更したときや、訓練を実施したときは、遅滞なく、**市町村長へ報告**する必要があります。
- 避難確保計画や避難訓練に関して**市町村から必要な助言・勧告**を受けることができますので、**適切な助言等**が得られるよう、報告の際には国土交通省の**チェックリスト**※等を添付して市町村に報告しましょう。

※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

## 問い合わせ等

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること  
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

### 法律に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表）

### 避難確保計画の作成・活用の手引き、チェックリスト等

国土交通省ホームページ 要配慮者利用施設の浸水対策



<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

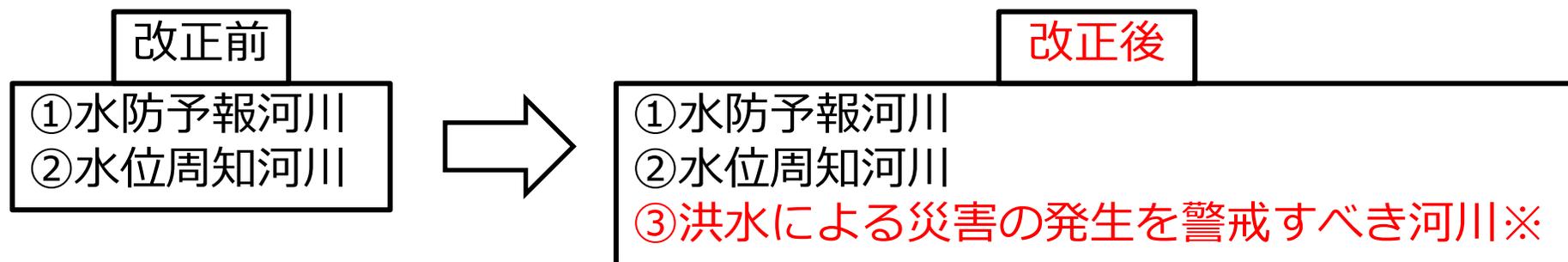


## 水防法改正に伴う中小河川の洪水浸水想定区域の追加について

2021年（令和3年）の水防法の改正により、**洪水浸水想定区域の指定対象河川が拡大**されました。これに伴い、愛知県内の対象となる中小河川について洪水浸水想定区域の指定・公表を進めます。

### ○洪水浸水想定区域の指定対象河川の追加について

・近年、水害が激甚化・頻発化する中で、中小河川の水害リスクが未周知の場合、安全な地域との誤解を生む可能性がある ⇒ 水害リスク情報の空白地帯の解消をめざす



### ※洪水による災害の発生を警戒すべき河川の基準（水防法施行規則第一条の二）

当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設、その他の洪水時に避難を行うことが想定されるものが居住もしくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生の恐れに関する雨量、当該河川の水位そのほかの情報を入手することができること。

# 水防法改正に伴う中小河川の洪水浸水想定区域の追加について

## ○県内の洪水浸水想定区域指定河川及び追加指定河川

※298河川のうち平林境川を除く297河川が対象



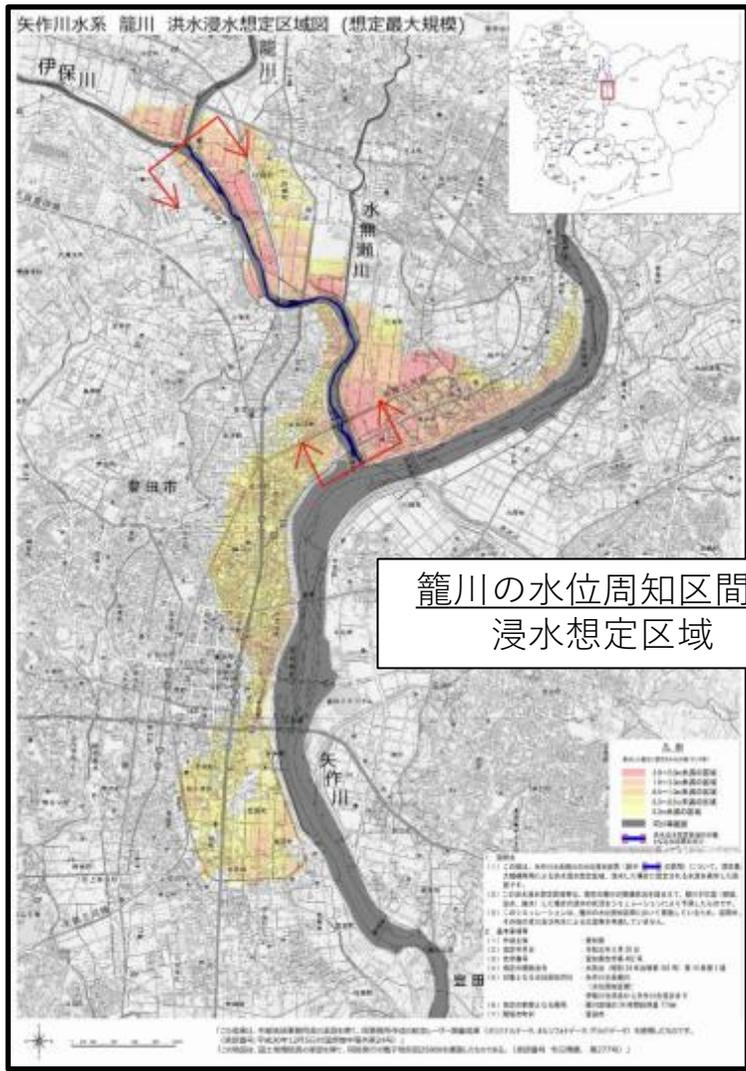
- 洪水浸水想定区域追加指定河川 (269河川)
- 洪水浸水想定区域指定済み県管理河川 (28河川)
- 洪水浸水想定区域指定済み直轄管理河川

# 水防法改正に伴う中小河川の洪水浸水想定区域の追加について

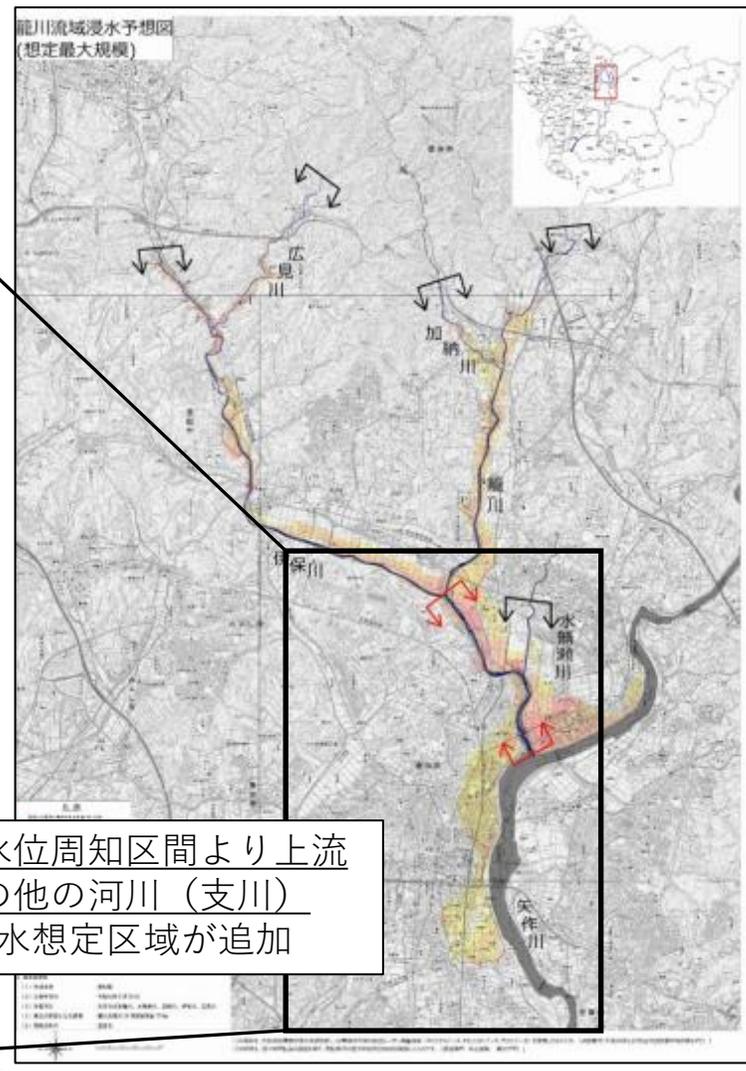
## ○追加指定のイメージ

例) 籠川浸水想定区域図

例) 籠川流域浸水想定予想図 →浸水想定区域図 (案)



籠川の水位周知区間の  
浸水想定区域

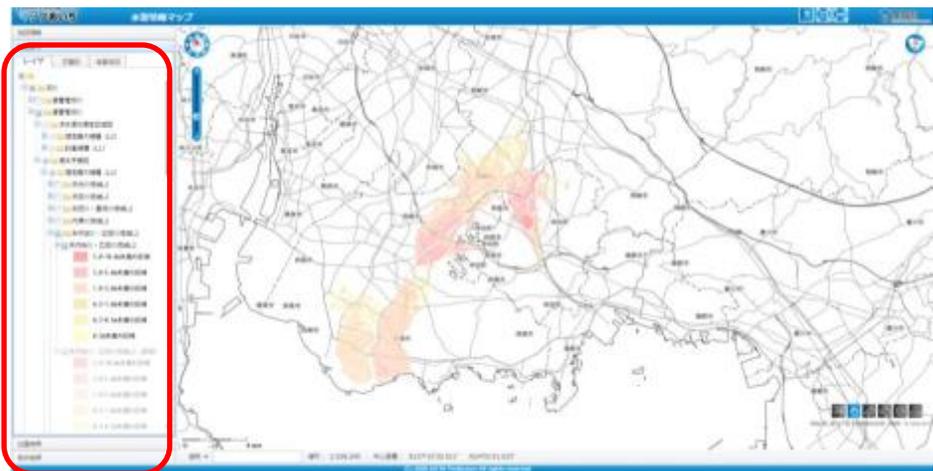


籠川の水位周知区間より上流  
+ その他の河川 (支川)  
の浸水想定区域が追加

# 水防法改正に伴う中小河川の洪水浸水想定区域の追加について

## ○洪水予想図の確認方法

マップあいち「水害情報マップ」  
(<https://profile.maps.pref.aichi.jp/lib/map.php?mid=20692>)



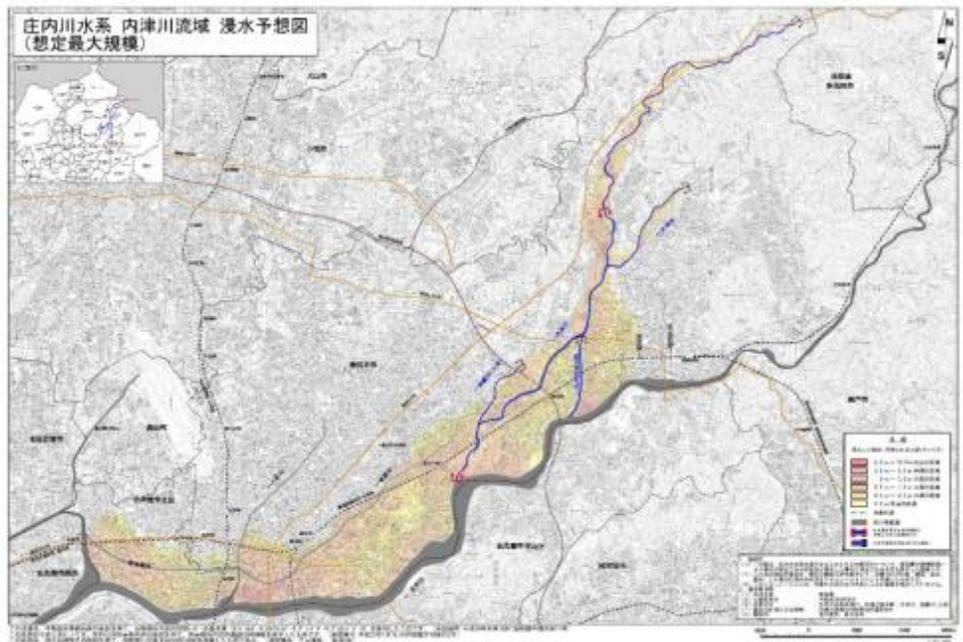
### (地図表示)

画面左（赤枠）の「地図表示」から「レイヤ」を開き、「浸水予想図」の「○○流域（L2）」にチェックを入れると、右の図面にその流域の浸水範囲が着色されます。

### (位置情報)

画面左（赤枠）の「位置情報」の「住所から」を開き、市区町村→大字→小字→番地→号 の順に選択すると、右の図面にその住所の位置が+マークで表示されます。

愛知県河川課ウェブページ「愛知県浸水予想図」  
(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/shinsuiyoso-05.html>)



流域ごとに浸水予想図（PDF）がまとめられています。各流域の「(1) 想定最大規模」の図面で浸水範囲をご確認ください。

**マップあいちによる洪水・高潮・土砂災害・津波（リスク情報）住所等簡易検索例**

～要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の義務対象確認の参考に～※

※「義務対象」はあくまでも市町村地域防災計画に定められた施設です。詳細は各市町村にお問合せください。



①県ウェブサイトを下へスクロールし、オンラインサービスの「マップあいち」をクリック



②「暮らし・安全」をクリック

| ID    | マップ名      | 作成所属            | マップ更新日      | カテゴリ   | 問合せ先等 |
|-------|-----------|-----------------|-------------|--------|-------|
| 20037 | 土砂災害情報マップ | 建設局防災課企画・防災グループ | 2024年06月18日 | くらし・安全 | 詳細    |
| 20692 | 水害情報マップ   | 建設局河川課企画グループ    | 2024年05月31日 | くらし・安全 | 詳細    |

|       |              |                      |             |                             |    |
|-------|--------------|----------------------|-------------|-----------------------------|----|
| 20952 | 防災名古屋空港 避難計画 | 都市・交通局航空空港課防災課企画グループ | 2022年07月02日 | 防災・国土・環境・まちづくり、産業・経済、地域情報・地 | 詳細 |
| 20840 | 高潮浸水マップ      | 建設局河川課環境・海岸グループ      | 2021年06月10日 | くらし・安全                      | 詳細 |
| 20595 | 津波災害情報マップ    | 建設局河川課環境・海岸グループ      | 2020年01月26日 | くらし・安全                      | 詳細 |

③この画面で「土砂災害情報マップ(土砂災害警戒区域)」、「水害情報マップ(洪水浸水想定区域)」、高潮浸水マップ(高潮浸水想定区域)、「津波災害情報マップ(津波災害警戒区域)」が選択の上、検索できます。

○各図の住所検索の例(各図とも図の拡大縮小、スクロール、座標検索、下図の変更(「レイヤ」切り替えによる航空写真等)も可能)

「土砂災害情報マップ(土砂災害警戒区域)」※主に丘陵・山間部の降雨時土砂土壌リスク情報

③「スケール」を拡大すると区域が色表示

②「住所地」がセンターにくる

①「住所」を入力する

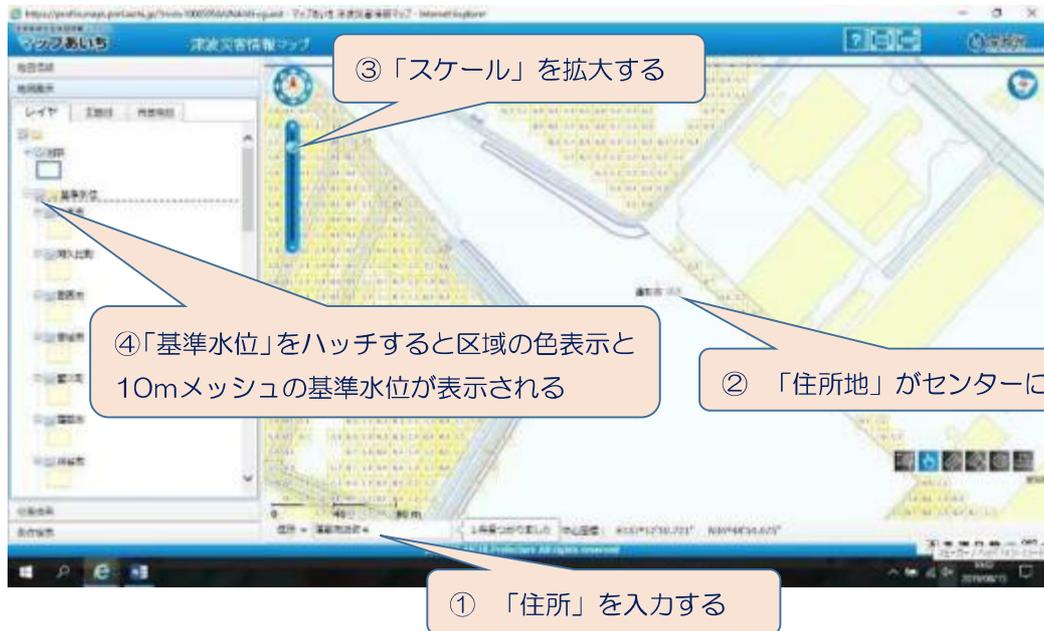
**「水害情報マップ（洪水浸水想定区域）」** ※主に平野・河川沿いの洪水（外水氾濫時）の土地リスク情報



**高潮浸水マップ（高潮浸水想定区域）」** ※沿岸部やゼロメートル地帯の高潮氾濫の水害リスク情報



「津波災害情報マップ（津波災害警区域）」※主に平野・沿岸部の地震津波発生時土地リスク情報



# 津波防災地域づくりに関する法律に基づく避難確保計画の作成について

愛知県では、2019（令和元）年7月30日に、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域の指定を行いました。

## 津波災害警戒区域とは

最大クラスの津波※が発生した場合でも、「何としても命を守る」ため、津波から「逃げる」ことができるよう、警戒避難体制などのソフト対策を強化する区域です

＜最大クラスの津波＞  
発生頻度（千年またはそれ以上）は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

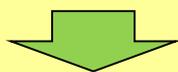
- 津波災害警戒区域の公示図書は、お住まいの市町村の窓口で閲覧できます  
※愛知県ホームページに公示図書を掲載します（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/>）  
「マップあいち」でも閲覧できます（<https://maps.pref.aichi.jp/>）
- 最新のハザードマップなどにより、津波の浸水範囲、浸水深さ、避難場所等についてご確認ください  
※詳しくは市町村の防災担当課にお問い合わせください

## 避難確保計画の作成について

### 都道府県知事

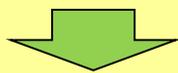
津波災害警戒区域を指定

愛知県では令和元年7月30日に、26市町村内を指定  
（名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、大府市、知多市、高浜市、田原市、愛西市、弥富市、あま市、蟹江町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、飛島村）



### 市町村長

津波災害警戒区域内の地下街等、要配慮者利用施設の名称と所在地を、市町村地域防災計画に定める。



### 事業者

- 避難確保計画の作成、公表
    - ・防災体制に関する事項
    - ・利用者の避難の誘導に関する事項
    - ・避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- 作成した計画は、市町村長に報告

### 避難確保計画作成の手引き

- 地下街等
- 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）

支援

# 人材開発支援助成金制度 のご案内

～介護保険指定事業者の皆さまへ～



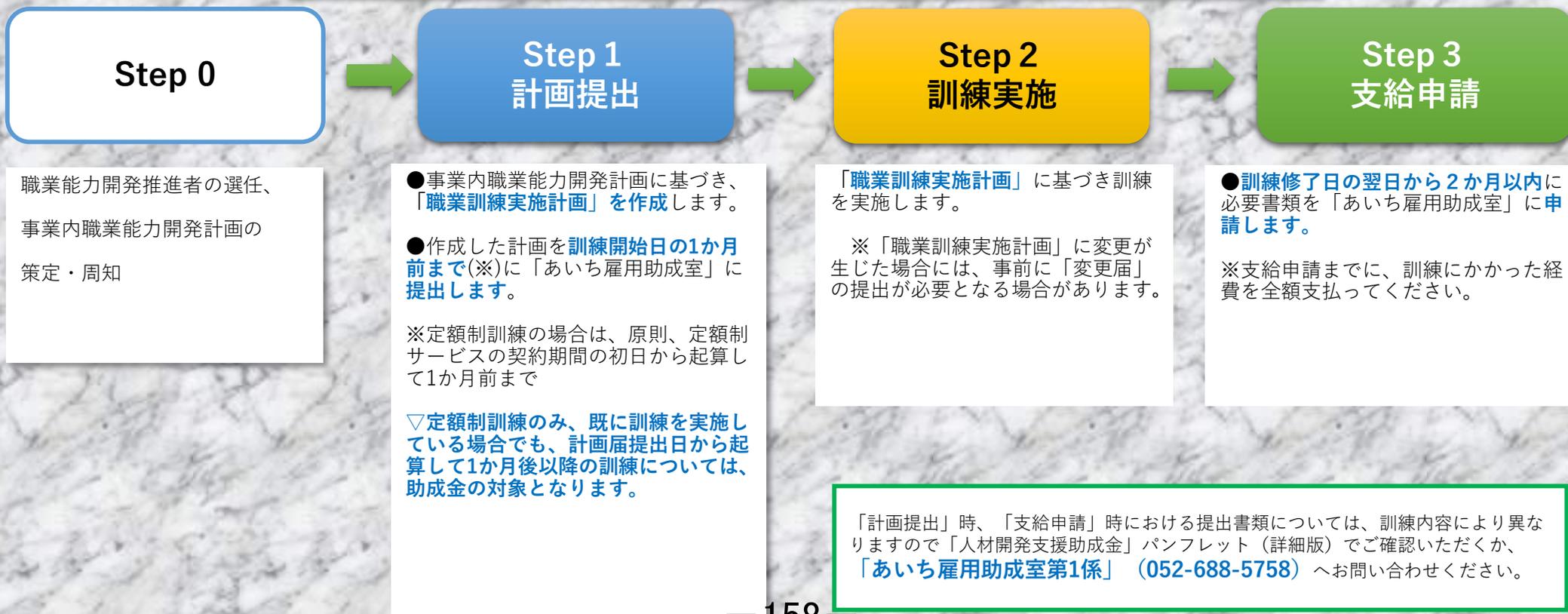
愛知労働局 職業対策課 あいち雇用助成室  
愛知労働局 訓練課

# 人材開発支援助成金制度とは？

厚生労働省では、「人材育成」における負担の軽減のため、【人材開発支援助成金制度】を設けております。人材開発支援助成金制度は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、**事業主等**が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を**計画に沿って実施した**場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

また、新しい資本主義に向けた重点投資分野のひとつとして、「人への投資」を抜本的に強化するため、従来からの【人材開発支援助成金（人材育成支援コース）】に加え、国民の皆さまからの提案等をもとに、令和4年度から令和8年度の期間限定助成として【**人への投資促進コース**】、【**事業展開等リスクリングコース**】を創設しました。

## 人材開発支援助成金が支給されるまでの流れ【OFF-JTの場合】





## Step0

# 職業能力開発推進者の選任及び 事業内職業能力開発計画の作成

## 職業能力開発推進者とは・・・

職業能力開発推進者（以下、推進者）は、社内で職業能力開発の取組みを推進するキーパーソンです。

具体的には、

- ・事業内職業能力開発計画の作成・実施
- ・職業能力開発に関する労働者への相談・指導 などを行います。

### 【推進者選任に当たってのポイント】

- ① 推進者は、事業内職業能力開発計画作成・実施や労働者への適切な相談・指導が行えるよう、従業員の職業能力開発および向上に関する企画や訓練の実施に関する権限を有する者を選任してください。  
(例：教育訓練部門の部課長、労務・人事担当部課長など)
- ② 事業所ごとに1名以上の推進者を選任してください。

## 事業内職業能力開発計画とは・・・

事業内職業能力開発計画（以下、事業内計画）は、自社の人材育成の基本的な方針などを記載する計画です。

従業員の職業能力開発について、企業の経営者や管理者と従業員が共通の認識を持ち、目標に向かって、これを進めることで効果的な職業能力開発を行うことが可能になり、さらに、従業員の自発的な学習・訓練の取組意欲が高まることも期待されます。

作成した事業内計画は従業員に周知し、職務に必要な能力や自社の育成方針について共有しましょう。

※作成イメージについては、右記を参考にしてください。

なお、「事業内職業能力開発計画」については、計画届申請の際に提出の必要はありませんが、作成のうえ保管をお願いします。

## （参考）事業内職業能力開発計画の作成イメージ

### 事業内職業能力開発計画（記載例）

令和〇年〇月作成  
〇〇株式会社

#### 1. 経営理念及び経営方針に関する事項

（経営理念）

<例> 製品を通じて社会に必要とされる企業（法令遵守・品質管理・環境経営）であること。

（経営方針）

<例> よりよいものをお客様に提供する。

#### 2. 職業に必要な基礎的な能力の開発及び向上を促進するための措置に関する事項並びに職業能力の開発及び向上を促進するための措置に関する事項

（人事育成の基本方針や目標）

<例1> 自ら専門性を磨き、高い職務能力を持った人材を育成する。

<例2> 品質向上のため、積極的に挑戦できる人材を育成する。

<例3> 目標のため今何をすべきかを考え実践できる人材を育成する。

<例4> 全社員に対して管理職等がキャリアコンサルティングを入社から3年ごとに行う。

(※)

また、その際外部のキャリアコンサルティングをうける場合は、必要な費用は会社が全額負担する。

#### 3. その他の事項（任意）

（雇用管理方針など）

<例1> 一人ひとりが、やりがいを持って職務に取り組み、適性や要望を尊重して職務配置を行う。

<例2> 職種や配置転換等を行う際は、必要な訓練を施すと同時に転換後のフォローアップを行う。

<例3> 訓練実施後の評価を行い、従業員の処遇改善に努める。

# 人材開発支援助成金における各コースについて

人材開発支援助成金には、以下の7種類のコースが設定されていますが、**研修カリキュラムの内容**や**研修方法**、**受講対象者等**により活用いただけるコースが異なります。また、活用いただくコースによって経費助成率、賃金助成額が異なります。

① **人材育成支援コース** …… 職務に関連した知識・技能を習得させるための訓練や正規雇用労働者等に転換等をするための訓練を実施する。

② 教育訓練休暇等付与コース …… 有給の教育訓練制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受ける。

③ 建設労働者認定訓練コース …… 認定訓練を実施または雇用する建設労働者に有給で受講させる。

④ 建設労働者技能実習コース …… 雇用する建設労働者に有給で技能の向上のための実習を受講させる。

⑤ 障害者能力開発コース …… 障害者に対して、職業能力開発訓練を実施する。

⑥ **人への投資促進コース** …… デジタルなど成長分野を支える人材の育成を目的とした訓練等を実施する。

⑦ **事業展開等リスクリング支援コース** …… 事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能及び社内のデジタル化、DX化等を進めるため必要となる知識や技能を習得させるための訓練等を実施する。

## トピックス

テレワーク勤務を制度として導入し、当該制度が労働協約、就業規則等に規定されていれば、OFF-JTを在宅・サテライトオフィス等においてeラーニング、通信制又は同時双方向型の通信訓練により実施する場合も助成金の対象となりますが、令和6年4月1日以降より規定の提出が必須となりました。

## 【人材育成支援コース（人材育成訓練）】

【人材育成訓練】現職務に関連した知識や技能を習得させるためのOFF-JTによる訓練（※将来に向けての訓練でも可）で実訓練時間数が10時間以上の場合

※OFF-JT（OFF the Job Training）:企業の事業活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる訓練

「人材育成支援コース」における「人材育成支援訓練」

…正規雇用者（有期契約労働者等を除く）を対象とした訓練

経費助成率（中小企業 45% ※大企業 30%）

賃金助成額（中小企業 760円/時・人 ※大企業 380円/時・人）

…非正規雇用者（有期契約労働者）を対象とした訓練

経費助成率（企業規模に関わりなく60%）

賃金助成額（中小企業 760円/時・人 ※大企業 380円/時・人）

対面式の訓練だけでなく、eラーニングや通信制訓練も助成対象となります。

新設された人材開発支援助成金の各コースについては、次のようなケースでご活用いただけます！

高度デジタル人材[ITスキル標準 (ITSS) レベル4または3以上等]を育成するための10時間以上の訓練をOFF-JTで実施する場合



「人への投資促進コース」における「高度デジタル人材訓練」

経費助成率 (中小企業 75% ※大企業 60%)

賃金助成額 (中小企業 960円/時・人 ※大企業 480円/時・人)

海外も含む大学院での訓練を実施する場合



「人への投資促進コース」における「成長分野等人材訓練」

経費助成率 (企業規模に関わりなく 75%)

賃金助成額 (国内の大学院の場合 960円/時・人)

定額受け放題研修サービス (サブスクリプション) により10時間以上の訓練をOFF-JTで実施する場合



「人への投資促進コース」における「定額制訓練」

経費助成率 (中小企業 60% ※大企業 45%)

労働者の自発的な訓練費用を 事業主が負担した場合 (※訓練時間10時間以上)



「人への投資促進コース」における「自発的職業能力開発訓練」

経費助成率 (企業規模に関わりなく 45%)

※事業主の経費補助割合が1/2以上かつ就業規則等に制度を規定した記載要

新規事業の立ち上げなどの事業展開に伴い、新たな分野で必要となる知識及び技能を習得させるための10時間以上の訓練をOFF-JTで実施する場合



「事業展開等リスキリング支援コース」

- ・事業展開
- ・デジタル・デジタルトランスフォーメーション (DX) 化
- ・グリーン・カーボンニュートラル化

経費助成率 (中小企業 75% ※大企業 60%)

賃金助成額 (中小企業 960円/時・人 ※大企業 480円/時・人)

※「事業展開」とは・・・新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供すること等により、新たな分野に進出すること。このほか、事業や業種を転換することや、既存事業の中で製品又は商品若しくはサービスの製造方法又は提供方法を変更する場合も「事業展開」にあたる。

※「デジタル・デジタルトランスフォーメーション (DX) 化」とは・・・ビジネス環境の激しい変化に対応し、デジタル技術を活用して、業務の効率化を図ることや、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位を確立すること。

※「グリーン・カーボンニュートラル化」とは・・・徹底した省エネ、再生可能エネルギーの活用等により、CO2等の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

## 介護事業者における「人材開発支援助成金」の活用事例 ①

令和5年度  
「人材育成支援コース  
(人材育成訓練)」  
活用事例

計画件数 195件

受講人数 268人

経費助成 45% (30%)

賃金助成 760円/時・人  
(380円/時・人)

※ ( ) 内は中小企業以外

- ① 介護職員初任者研修…53件、65人
- ② 介護職員実務者研修…33件、83人
- ③ 実務者研修教員講習会…2件、6人
- ④ 介護福祉士実務者研修…26件、29人
- ⑤ 介護福祉士受験対策講座…5件、7人
- ⑥ 介護福祉士実習指導者講習…6件、6人
- ⑦ 介護員養成研修…1件、1人
- ⑧ 愛知県主任介護支援専門員更新研修…2件、2人
- ⑨ 愛知県相談支援従事者初任者研修…1件、1人
- ⑩ 喀痰吸引等研修…38件、39人
- ⑪ 福祉用具専門相談員指定講習会…6件、7人
- ⑫ 認知症介護実践リーダー研修…6件、6人
- ⑬ 認知症介護実践者研修…16件、16人 など

### 前ページの訓練（研修）以外にも「人材育成支援コース」においては、

- 新入職員研修
- リーダー・サブリーダーを対象とした「マネジメント研修」
- 介護職、看護職、リハビリ職、介護支援専門員、生活相談員、介護事務職、介護管理職を対象とした介護職向けの研修などに活用されています。

### また、令和4年4月1日に創設された「人への投資促進コース」のうち「定額制訓練（次ページ参照）」については、

- 老人保健施設、特別養護老人ホーム、訪問看護ステーション など  
を運営されている事業者を活用されています。

#### ☆定額制訓練に対する助成・・・経費助成 60%（45%）※（ ）内は中小企業以外

### そのほか、令和4年12月1日に創設された「事業展開等リスキリング支援コース」の活用事例としては、

#### 「事業展開」

- 新設有料老人ホームを設立にあたり、在宅訪問看護のサービスだけでなく、施設訪問看護サービスの事業展開に伴い、新規で在宅・施設の管理部門を設置  
⇒新規に設立する管理部門の管理者育成の為の研修
- 訪問看護ステーションでは、自宅で生活していく人の医療的ケアしか対応できないため、新たに訪問看護ステーションを開設  
⇒訪問介護員に必須資格である初任者研修を受講

#### 「デジタル化・DX化」

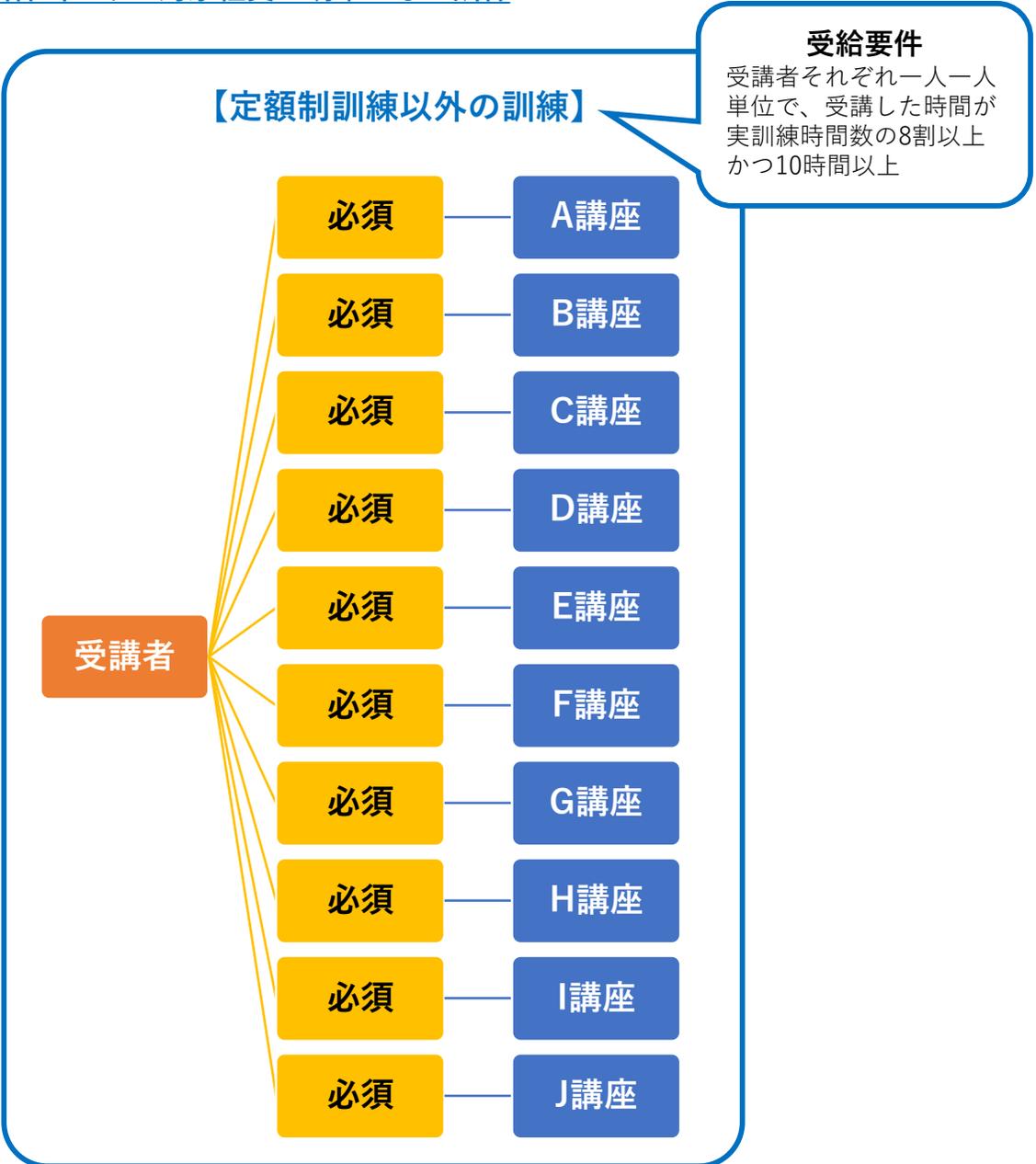
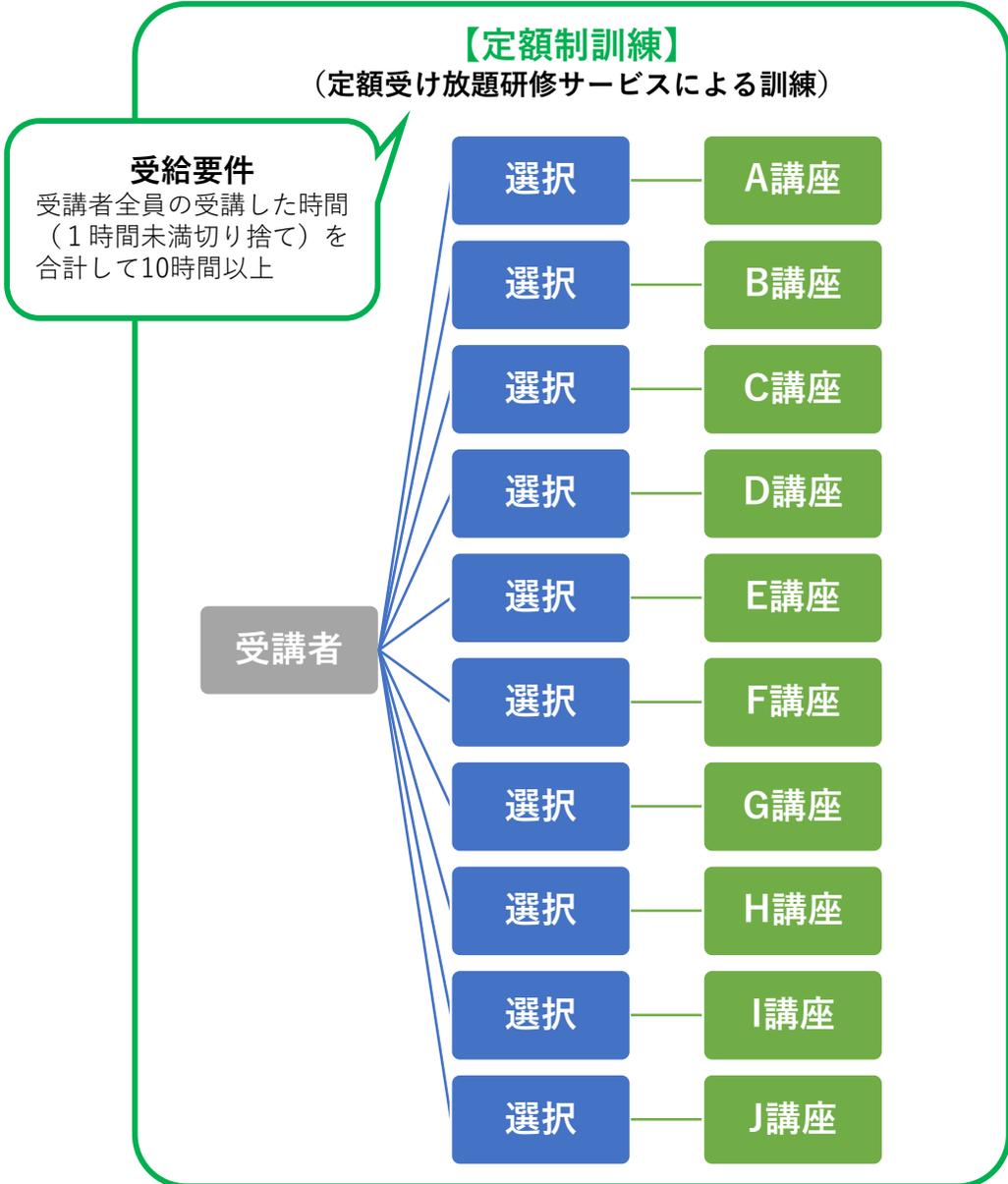
- 職員が個々にエクセル等で管理していたり、業務が紙媒体を中心としているため日々の業務がデータ集約できていない等の問題を解決していく  
⇒社内に必要な業務アプリを開発できる人材を育成し、業務効率化を図ると共に社内のペーパーレス化を推進するための研修
- 介護看護サービスの提供にあたり人手不足等で非効率な業務作業が多い。  
⇒DX化を学びRPA：ロボットでの自動入力、アプリ開発、BIツール使用でのリアルタイムでのデータの見える化等DX化を図り、課題解消、生産性向上につなげていくための研修
- 介護施設運営事業中心の中、AIを活用した業務効率化を図る。  
⇒経験及び知見を社内を持ち合わせていない状況のため専門的な知識技能を習得するための研修

#### ☆事業展開等リスキリング支援コースの助成・・・経費助成 75%（60%）、賃金助成 960円/時・人（480円）/時・人



# 定額制訓練とは・・・

定額受け放題研修サービスによる訓練で、提供されるサービス全てを受講必須とするような訓練ではなく、同額で複数の訓練を選択して受けられるeラーニング及び同時双方型の通信訓練でかつ、1訓練当たりの対象経費が明確でない訓練



【例】提供される全ての講座の中から、1講座～10講座を選択して受講。1講座のみの受講でも10講座全て受講しても費用は同額

活用をご検討いただく際には、厚生労働省のホームページに掲載されております各コースの「詳細版」を参考にしてください。

企業内での人材育成に取り組み事業主の皆さまへ  
 雇った従業員が雇用する労働者に訓練を受ける事業主の皆様へ

## 人材開発支援助成金 (人材育成支援コース) のご案内

**概要**

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計を支援することを目的とした体系的な職業能力開発を効果的に実施するため、事業主が雇用する労働者に対して実施した専門的な知識・技能等の習得を支援するための職業訓練費を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の資金の一部を助成する制度です。  
 当冊子では●印のコースについて取り扱っております。

| 人材育成支援コース        | ● |
|------------------|---|
| 教育訓練休暇等付与コース     | — |
| 建設労働者認定訓練コース     | — |
| 建設労働者技能実習コース     | — |
| 障害者職業能力開発コース     | — |
| 人への投資促進コース       | — |
| 事業展開等リスクリング支援コース | — |

企業内での人材育成に取り組み事業主の皆さまへ

## 人材開発支援助成金 (教育訓練休暇等付与コース・人への投資促進コース) のご案内 (詳細版)

1. 教育訓練休暇等付与コース  
 2. 人への投資促進コース

|                  |   |
|------------------|---|
| 人材育成支援コース        | — |
| 教育訓練休暇等付与コース     | ● |
| 建設労働者認定訓練コース     | — |
| 建設労働者技能実習コース     | — |
| 障害者職業能力開発コース     | — |
| 人への投資促進コース       | ● |
| 事業展開等リスクリング支援コース | — |

企業内での人材育成に取り組み事業主の皆さまへ

## 人材開発支援助成金 人への投資促進コース のご案内 (詳細版)

1. デジタル人材・産業人材の育成  
 2. 労働者の自律的な能力開発の促進  
 3. 柔軟な組織形態の形成促進

|                  |   |
|------------------|---|
| 人材育成支援コース        | — |
| 教育訓練休暇等付与コース     | — |
| 建設労働者認定訓練コース     | — |
| 建設労働者技能実習コース     | — |
| 障害者職業能力開発コース     | — |
| 人への投資促進コース       | ● |
| 事業展開等リスクリング支援コース | — |

企業内での人材育成に取り組み事業主の皆さまへ

## 人材開発支援助成金 (事業展開等リスクリング支援コース) のご案内 (詳細版)

**概要**

▶人材開発支援助成金(事業展開等リスクリング支援コース)は、令和4年～8年度の期間限定の助成金として創設しました。本助成金は、新規事業の立ち上げなどの事業展開に伴い、事業主が雇用する労働者に対して新たな分野で必要となる知識及び技能を習得させるための訓練を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の資金の一部を助成する制度です。

▶当冊子では●印のコースについて取り扱っております。

|                  |   |
|------------------|---|
| 人材育成支援コース        | — |
| 教育訓練休暇等付与コース     | — |
| 建設労働者認定訓練コース     | — |
| 建設労働者技能実習コース     | — |
| 障害者職業能力開発コース     | — |
| 人への投資促進コース       | — |
| 事業展開等リスクリング支援コース | ● |

なお、**人材開発支援助成金制度の説明について事業所訪問をご希望される場合は**、

- ・ [最寄りのハローワークの雇用指導官](#) 又は
- ・ [愛知労働局訓練課 \(052-688-5755\)](#)

事業主支援アドバイザー 吉田 又は 事業主支援アドバイザー 近藤 までお気軽にご相談ください。

また、**人材開発支援助成金制度の手続きに係るお問い合わせ**については、

▷ **人材開発支援助成金申請窓口**・・・  
 愛知労働局あいち雇用助成室第1係  
 住所 名古屋市中区錦二丁目14番25号 ヤマイチビル11階 TEL 052-688-5758 までお気軽にご連絡ください。